

意見検討結果一覧表（パブリックコメント）

（案名： 第6次シカ管理計画 ）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>本文 14 ページ～16 ページの「9 その他の管理のために必要な事項」についての意見</p> <p>ジビエ、シカ肉についての食に関する規定がなく、これを管理計画に入れないと放射性物質をたっぷり含むシカ肉を人に食べさせても良い、というように解釈されても仕方がない。キッチンと規定を明記してほしい。</p>	<p>本文 10 ページに、シカ肉から基準値を超過する放射性物質が検出されており、県内で出荷制限が継続していることと、出荷制限の一部解除は、大槌町の食肉処理加工施設において県が定めた出荷・検査方針により管理・検査され、基準値を下回ったシカ肉のみであることを記載しています。</p> <p>なお、自家消費等の出荷にあたらぬ場合については、規定はありません。</p>	C（趣旨同一）

<p>2</p>	<p>第6次シカ管理計画(案)および、第3次イノシシ管理計画(案)および第5次ツキノワグマ管理計画(案)について</p> <p>いずれの案においても、「普及啓発」、「人材の確保育成」、「狩猟者の動向」の項目の内容がほぼ同一のためにまとめた提言となるが、つまるところ、現行においては狩猟者を増やすことによって頭数そのものを減らす攻めの方向でいくか、あるいは、防護フェンスや電気柵、森林や草地をクリアリングすることによるバッファゾーンの確保といった守りの方向でいくこととなる。</p> <p>そして、いずれの方策においても屋外、それも山地や急峻地における重量物の搬送や設置における作業技術が必要となる。</p> <p>また何よりの問題として、特に狩猟の場合は免許取得の段階や更新において経済的な高コスト負担があり、つまるところ、現状は意識の高い若手を「やりがい搾取」としか思えない状況となっている。</p> <p>2015年に実施された、環境整備部自然保護課による「第3回捕獲の担い手研修会」では、約18万円の負担があると報告があったが、県や市町村の支援が浅い現段階で狩猟免許取得と道具の購入をした場合、その後に支援が拡充された場合に sunk cost の発生と不公平感を招き、何より、有害鳥獣の増加によってドラスティックな処置を将来的に県が取らざるをえないことを予測して、「とりあえず制度の拡充を待つ」という選択も考えられる。</p> <p>これらの対策として、</p> <p>1：ただちに全額負担およびそれに近い額の支援を実施する。</p> <p>2：今後の制度拡充が行われた場合は、差額を補償することを確約し宣言する。</p> <p>の、二つを提言したい。</p>	<p>狩猟者の育成と支援について、県では、狩猟免許試験の受験者を対象とした予備講習会や新人狩猟者の技能向上のための研修会を無料で開催するとともに、狩猟税の減免などの措置を講じているところです。</p> <p>なお、有害捕獲を所管する市町村において、費用の一部の補助等が行われていますが、有害捕獲等に従事しない狩猟者との公平性の観点などから、県として免許取得に対する助成には慎重な検討が必要と考えており、引き続き、関係機関と連携し狩猟者の確保に向けた取り組みを進めます。</p> <p>2</p>	<p>D (参考)</p>
----------	--	---	---------------

3	<p>これに加えて、国が進める就職氷河期世代の救済としても、「公務員の身分保障で」管理計画の現場における人材の育成と実践をすべきであることもまた、強く提言するものである。</p> <p>日本でも最大級の森林や山岳地を有する岩手県において、他県に先んじて公務員ハンターや公務員林業現場職を誕生させることによって、注目を集めることと、その本気度を内外にアピールする好機であると考えられるものである。</p> <p>必要ならば、防衛省ないし地方連絡本部との協議の上、予備自衛官ないし即応予備自衛官の運用も考えるべきであろう。</p>	<p>市町村が実施する鳥獣被害対策実施隊員については、地方公務員法に規定する特別職の職員で非常勤と扱われているところです。</p> <p>捕獲の担い手確保については、国の対応を踏まえつつ、引き続き、県として取り組みを進めます。</p>	D（参考）
---	---	---	-------

意見検討結果一覧表（環境審議会自然・鳥獣部会委員）

（案名：第6次シカ管理計画）

番号	回答者	頁	行	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	渋谷委員	3	37	（侵出抑制区域地区）→（以下「侵出抑制区域地区」という）	意見を反映しました。	A（全部反映）
2	渋谷委員	10	2	北上山地北部については、重点対策に防護柵等を加える必要はないのか	防護柵に係る記載を追加しました。	A（全部反映）
3	鈴木委員	3	6～7	「ハーベストベースドモデル」は、「ハーベストベースドモデル」が正しい表記です。（元の英語はharvest based modelなので、ベースドでなくベースドになります。）	意見を反映しました。	A（全部反映）
4	鷹嘴委員	-	-	<p>前回の自然鳥獣部会の際に、シカによる林業被害について質問しました。その後関係者等に話を伺いました結果をご連絡します。</p> <p>被害は苗を植栽したのち間もなくである事。ですから被害金額は少ないが、そのことがきっかけとなり再生林を辞めてしまう人もいたという事でした。もしかしたら林業そのものを辞めてしまう事に繋がる可能性も無いとは言えなくなると思います。その事実の方が被害は大きいと考えられます。</p> <p>今後の林業を考えても環境の分野から考えても重要な問題です。</p>	林業振興全体にかかわる問題であることから、引き続き被害防除に取り組みます。	D（参考）

意見検討結果一覧表（管理検討委員会委員）

（案名：第6次シカ管理計画）

番号	回答者	頁	行	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	堀野委員	概要		〈現状と課題〉の枠内「早池峰山に生息する高山植物」植物は生息とはいわないので、生育に修正するとよい。短く「早池峰山の高山植物」としてもよい。	意見を反映しました。	A（全部反映）
2	〃	6	20	列車との衝突事故数が「図5」となっているが、実際は表が掲載されている。	正しくは「表3」であり、修正しました。	A（全部反映）
3	〃	7		「狩猟者の動向」について、表かグラフがあるとわかりやすい。	修正なし。 ※二種計画共通の課題でもあることから、第13次計画の「狩猟者の確保及び育成のための対策」に表及びグラフにてまとめて記載済み。	C（趣旨同一）
4	〃	12	35	「しかし、」は意味的につながらず、不要なので削除。	意見を反映しました。	A（全部反映）
5	〃	14	4	「シカの隠れ家」は「シカが身を隠す場所」か「シカの隠れ場所」がよい。	意見を反映しました。	A（全部反映）
6	〃	15	41	「人材の確保育成」は12ページの「捕獲の担い手の確保・育成」と内容がかなり重複するので、一方にまとめるか、または内容を切り分けるのが良い。	意見を反映しました。 15ページの「人材確保育成」は全て削除し、併せて概要版も修正。 なお、イノシシ管理計画においても同様に整理済み。	A（全部反映）

意見検討結果一覧表（市町村）
 （案名： 第6次シカ管理計画 ）

番号	回答者	頁	行	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	宮古市	8	9	<p>計画では、当面の年間捕獲目標を2万5千頭以上。推定個体頭数は10万7千頭、令和5年度末の目標の生息数2万頭としており、ほど遠い状況は認識されていて、現状による体制では、困難な状況にあるとしている。</p> <p>これまで市町村では、鳥獣被害防止対策協議会等を設置し、捕獲活動や被害防止対策事業を継続的に実施している。</p> <p>宮古市では、新たな狩猟従事者を確保するため、狩猟免許取得費用の補助や猟銃の購入費用の一部を補助しているが、従事者の高齢化などで、実施隊員を含め現状を維持することが精いっぱいではないか。</p> <p>よって、駆除の専門性をもったハンターの育成等を推進すべきではないか。</p>	今後の施策の参考とします。	D（参考）
2	宮古市	9	9	<p>地域主体の取組が欠かせないことから「地域ぐるみ被害防止対策」の体制整備を促進する。とあるが、山間地域では、人口減少、世帯の高齢化により体制整備を現状より改善するとは難しいので、状況に合わせ施策の構築を推進すべきと考える。</p>	今後の施策の参考とします。	D（参考）
3	宮古市	11	9	<p>従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができる制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲を促進する。とあるが、具体的な方策や財源確保について、裏付けを明示してほしい。</p>	地域ぐるみによる捕獲の促進は、地域事情に応じて関係者で具体的な方法や役割等を話し合いの上、取組みを進めていくものではありますが、県の農林水産部等関係機関とも共有し、必要に応じて国へ要望するなど対応を検討していきます。	D（参考）

4	宮古市	14	4	<p>シカの隠れ家となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを促進する。</p> <p>とあるが、所有者が健在で、心ある所有者であれば、自力で作業している状況であるが不在所有者であれば、そう簡単な状況にない。</p> <p>指導は適切に行えても、実行力がなく、地域に委ねる方策では限界があることから何らかの手立てを講ずる必要がある。</p> <p>よって、具体性の欠ける計画は、見直すことが必要。</p> <p>利用されていない草地の解消は、どのような方策があるのか。</p> <p>温床となる要因の排除は、時間と労力、費用が掛かることから裏付けを合わせて検討する必要がある。</p>	シカを寄せ付けない環境づくりは、地域事情に応じて関係者で取り組みを進めていくものでありますが、県の農林水産部等関係機関とも共有し、今後の施策の参考とします。	D (参考)
5	陸前高田市	8		<p>「早期かつ継続的に3万頭以上～」の記載について、各市町村の有害捕獲期間に期待する捕獲数を、具体的に示されたい。</p> <p>(市有害捕獲にかかる目標頭数決定の参考にするため)</p>	推定生息数を市町村ごとに算定することは困難であることから、県全体として低減させるための目標として示しているものではありますが、今後の施策の参考とします。	D (参考)
6	〃	14		<p>(7)本文中において、個体数推定について推定値を定期的に見直す」とあるが、現時点で何年毎を予定しているのか示されたい。</p> <p>新期の管理計画策定ごとに見直すことはできないか。</p>	推定値の見直しについては、今後の数値の動きや、その影響を考慮した上で次期計画の策定に併せて実施することを検討します。	D (参考)
7	〃	16		<p>現在禁止されている猟犬の使用について、見直しはあるか。現状を追記されたい。</p>	第13次鳥獣保護管理計画(41～42ページ)において、禁止措置の解除について検討する旨を記載していますが、シカ管理計画にも「狩猟者の負担軽減と捕獲の効率化」の項目に、犬猟の検討を追記します。	B (一部反映)
8	岩泉町	14		<p>(5) 生息環境管理 イ個体数増加要因の解消</p> <p>実態は利用草地、未利用草地にかかわらずシカの被害がある(利用草地が被害が大きいケースもある)ことからイの項目を削除願いたい。</p>	個体数増加の要因として草地があることは、管理検討委員会等において有識者からも意見として受けていることから、項目イは削除せず残します。	E (対応困難)

9	北上市	8	<p>捕獲数が少ない理由について、担い手の確保、育成の点に主たる問題があるように記載されているが、北上市でも、指定管理捕獲に参加している猟友会員は全体の一部であり、まだ要請できる人員は他市町村においてもいるものと思われる。県で財源を十分に確保し、人員を増やし捕獲を強化することとし計画に反映してほしい。(R2実績においても有害捕獲が過半)</p>	<p>11～12 ページに、個体数管理のための指定管理鳥獣捕獲等事業の推進について記載しており、第6次計画においても目標を達成するようさらに取組を進めることとしています。</p>	<p>C (趣旨同一)</p>
10	久慈市	7	<p>「なお、広域的な生息状況のモニタリングや精度の高い推定個体数の算出を行うためには、地域的な偏りなく調査地を設定し、データ収集する必要があることから、県内の調査地点数を 100 地点以上確保する必要がある。」の記載について、より精密な生息状況の把握が必要と考えます。調査の際、久慈市の調査地点を増やしていただきたい。</p>	<p>シカが高密度に生息している地域のみならず、侵入及び定着段階の地域についても調査地点を増やしていく予定です。</p>	<p>C (趣旨同一)</p>

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 約10万頭

◇被害状況

- 1 農業被害（水稲、飼料作物、野菜、果樹等）
2億2,748万円（R2）
- 2 林業被害（造林木等）
1,646万円（R2）
- 3 自然植生被害
早池峰山に生育する高山植物への食害

◇課題

県内のシカの推定個体数が約10万頭と推定され、県内全域に生息が確認されていることから、農林業被害等の拡大・低減を図るため、より一層の捕獲の強化等による対策が必要

〈基本目標〉

- 1 県内に生息するシカの個体数を低減させるため、当面2万5千頭以上を捕獲。
- 2 効果的な捕獲方法の導入や捕獲の担い手の育成等を行い、国の捕獲目標である令和5年度末までに個体数半減に向け取り組む
- 3 捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制
- 4 モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数推定と将来予測の実施

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
県内を3つに区分し地域ごとの対策を推進
 - (1) 北上山地南部地域
 - (2) 北上山地北部地域
 - (3) 奥羽山脈地域
- 2 個体数管理
 - (1) 狩猟の推進：狩猟期間の延長等
 - (2) 有害鳥獣捕獲：農地周辺での捕獲強化等
 - (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業：認定鳥獣捕獲等事業者へ委託し、県内全域及び早池峰山周辺地域で捕獲を実施
 - (4) 捕獲の担い手の確保・育成：狩猟免許取得の促進、捕獲技術研修会の開催等
- 3 被害防除対策
 - (1) 農林業被害対策：侵入防止柵の設置等
 - (2) 自然植生被害対策：生息情報等の収集等
- 4 生息環境管理
シカの餌場となる草地・耕作放棄地の適正管理、農地周辺の環境整備等を推進

5 モニタリング

- (1) 生息状況調査（捕獲数、分布、密度等）
- (2) 被害状況調査

6 個体数推定

新たな年度データを追加して定期的に推計を行い、個体数の動向を把握

◇その他管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割
- 2 普及啓発
計画の内容、シカの生態、被害防除研修会や捕獲に関する成功事例等の周知
- 3 他県との連携
本県の隣接県との捕獲手法の検討や個体数管理に関する情報交換
- 4 その他
 - (1) 鳥獣被害防止計画との調整
 - (2) 錯誤捕獲対応の実施体制
 - (3) 人畜共通感染症対策

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 推定個体数の更新（4万頭→約10万頭）
- 2 管理の基本目標（捕獲数値目標）の設定
- 3 定期的な個体数推定と将来予測の追加
- 4 錯誤捕獲や感染症への対応の追加
- 5 新しい捕獲手法の普及啓発の追加

第6次シカ管理計画
(最終案)

令和4年1月

岩 手 県

目 次

1		
2	1	計画策定の目的及び背景..... 1
3	(1)	計画策定の目的..... 1
4	(2)	計画策定の背景..... 1
5	2	管理すべき鳥獣の種類 2
6	3	計画の期間等 2
7	(1)	計画の期間..... 2
8	(2)	計画の見直し..... 2
9	4	対象地域 2
10	5	シカに関する現状 2
11	(1)	生息状況..... 2
12	(2)	捕獲状況..... 3
13	(3)	被害状況..... 5
14	(4)	狩猟者の動向..... 7
15	6	管理計画の評価と改善 7
16	(1)	個体数の低減..... 7
17	(2)	生息状況の把握..... 7
18	7	管理の目標 8
19	(1)	基本目標..... 8
20	(2)	目標を達成するための施策の基本的な考え方..... 8
21	8	管理の実施 9
22	(1)	地域区分..... 9
23	(2)	各地域区分の対策目標等..... 9
24	(3)	個体数管理..... 10
25	(4)	被害防除対策..... 12
26	(5)	生息環境管理..... 14
27	(6)	モニタリング調査..... 14
28	(7)	精度の高い個体数推定手法の検討..... 14
29	9	その他管理のために必要な事項..... 14
30	(1)	各機関・団体等の果たす役割..... 15
31	(2)	普及啓発..... 15
32	(3)	他県との連携..... 15
33	(4)	鳥獣被害防止計画との調整..... 16
34	(5)	錯誤捕獲の防止等..... 16
35	(6)	感染症及び安全対策の実施..... 16
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		

1 計画策定の目的及び背景

2 (1) 計画策定の目的

3 この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）
4 を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下
5 「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な
6 管理を実施することにより、地域個体群の存続に配慮しながら個体数を適正な水準まで減
7 少させ、農林業及び自然植生等への被害の低減を図ること、また、いわて県民計画（2019
8 ～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で
9 優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

11 (2) 計画策定の背景

12 これまで、地域個体群の健全な維持をしつつ、農林業等の被害の軽減を図るため、平成
13 12年から平成25年11月までの期間に、4次にわたるシカ保護管理計画を作成し、五葉山地
14 域を中心に関係機関と連携したシカ被害対策を進めてきたが、シカの生息域は五葉山地
15 から県内全域に拡大しており、それに伴い被害も続いていた。

16 こうした中、国では、鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大が農林業及び生態系に深刻な
17 被害を及ぼしている事態に対応するため、「抜本的な鳥獣捕獲対策」を平成 25 年 12 月に
18 策定し、当面の目標として 10 年後（令和 5 年度）までにシカの個体数を半減させること
19 を掲げた。

20 また、平成 26 年 5 月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正し、
21 シカを指定管理鳥獣に定め、生息状況を適正な状態に管理する対象とした。

22 この法改正に併せ、県では、平成 27 年 5 月に、シカの管理を推進するため、「第 4 次シ
23 カ保護管理計画」を「第 4 次シカ管理計画」に変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置付
24 け、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項等を追加した。

25 また、平成 27 年度には、国が公表した岩手県内における平成 24 年度末時点のシカの推
26 定個体数約 4 万頭（中央値）について、これを令和 5 年度までに半減させる国の方針を考
27 慮した上で、シカの捕獲を強化し、早急な農林業被害の減少とシカの生息数減少を目標と
28 した「第 5 次シカ管理計画」（平成 29 年 4 月～令和 3 年 3 月）を作成した。

29 しかしながら、第 5 次シカ管理計画で目標とした年間 1 万頭以上の捕獲に取り組んでき
30 たにもかかわらず、依然として農林業被害は高い水準で推移し、また、自然植生への過度
31 の影響もみられていることから、令和 3 年度に県が公表した岩手県内における平成 30 年
32 度秋時点のシカの推定個体数 10.7 万頭（95%信用区間 7.3～15.2 万頭）に基づく捕獲の
33 管理目標を新たに設定し、順応的に管理を進めるための「第 6 次シカ管理計画」を策定し、
34 適正な個体数管理をはじめとする施策を行う必要がある。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*。以下「シカ」という。)

3 計画の期間等

(1) 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4 対象地域

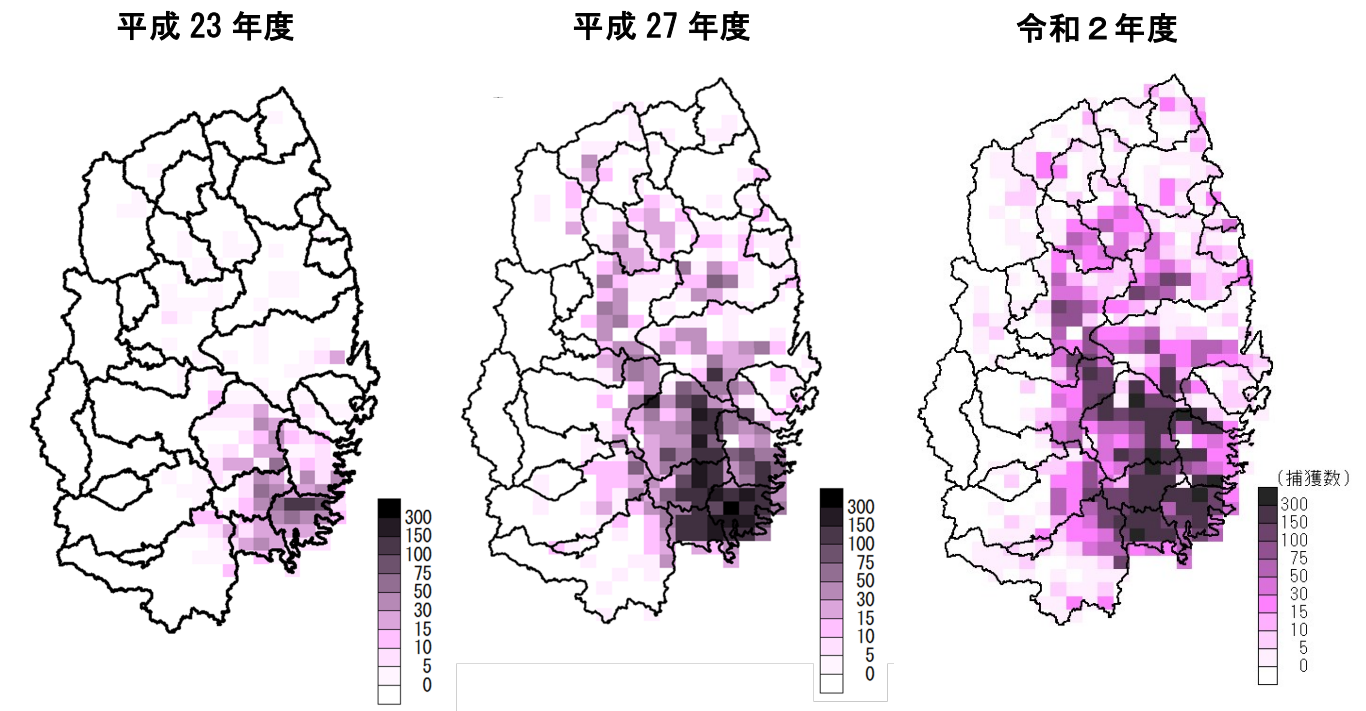
県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

5 シカに関する現状

(1) 生息状況

ア 生息分布

シカの捕獲情報によると、秋田県境に位置する一部の市町村を除き県内のほぼ全域で捕獲されていることから、ほぼ県内全域に生息している状況である。【図1】



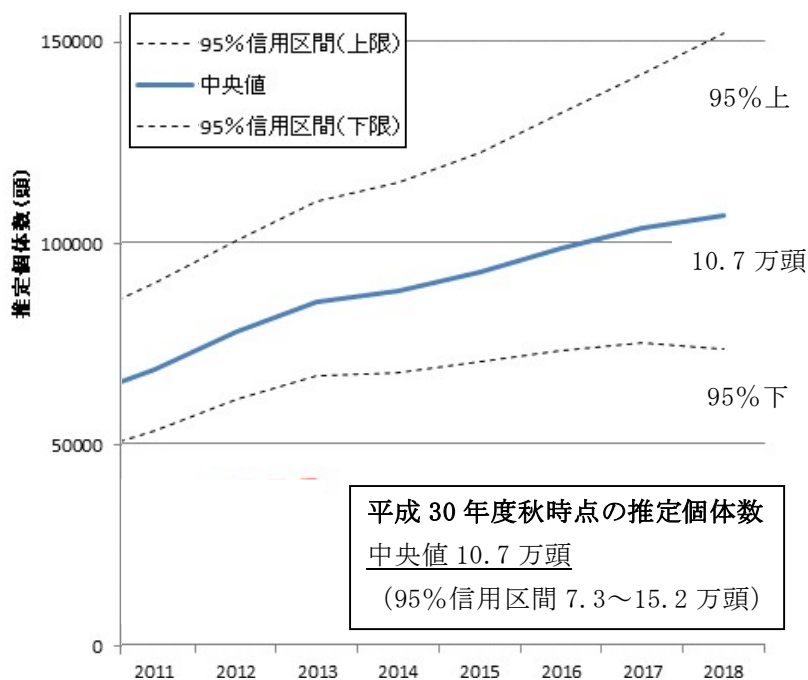
【図1】シカ捕獲位置図

1 イ 生息数

2 第5次計画期間において、
3 これまでの捕獲数と、生息数
4 と相関のある指標データ（糞
5 塊密度、追出し調査）を使用
6 して統計学的手法（ハーベス
7 トベースドモデル※）により
8 個体数の推定を行った。

9 その結果、平成30年度秋
10 時点の推定個体数は中央値
11 で10.7万頭（95%信用区間
12 で7.3～15.2万頭）と推定さ
13 れた。【図2】

14 ※生息状況や捕獲状況の時
15 間的な変化のデータを使用
16 し、生息状況調査の観測時の
17 誤差を考慮したうえで、個体
18 数と自然増加率を推定する方
19 法。



※ 出典：環境保健研究センター

【図2】岩手県内におけるシカの推定個体数

20 【参考】五葉山地区におけるシカ生息数

21 五葉山周辺地域の、平成30年度秋の推定個体数は、中央値で1.7万頭（95%信用区間
22 で1.1～2.5万頭）と推定された。

23 また、第3次計画期間中（H24年度）までは、ヘリコプターを使用した直接観察法に
24 よる生息数調査を実施している。【表1】

25 第4次計画期間以降は、シカの生息域の拡大に伴い、ヘリコプター調査を全県に拡大
26 して実施することが経費や労力の面から困難であったことから、糞塊法による生息状況
27 調査の地点数を県内全域で増やし、統計学的手法により五葉山周辺地域の個体数を推定
28 している。

【表1】五葉山地区におけるシカ生息数調査結果（単位：頭）

調査年月	平成9年3月	平成12年3月	平成19年3月	平成25年3月
推定生息数	7,800～9,200	7,700～8,800	5,000～7,100	7,400～11,100

35 (2) 捕獲状況

36 平成19年度以降のシカの捕獲状況は、【図3】のとおりである。

37 第3次計画期間までは、五葉山地域とそれ以外の区域（以下「侵出抑制地区」という。）
38 に区分し、個体数管理を行ってきた。

39 第4次計画期間以降は、地域区分を見直し、県内を3つの地域に区分して個体数管理
40 を行っている。

41 第3次計画期間中の平均捕獲数は、五葉山地域において1,567頭、侵出抑制地区にお
42 いては652頭である。

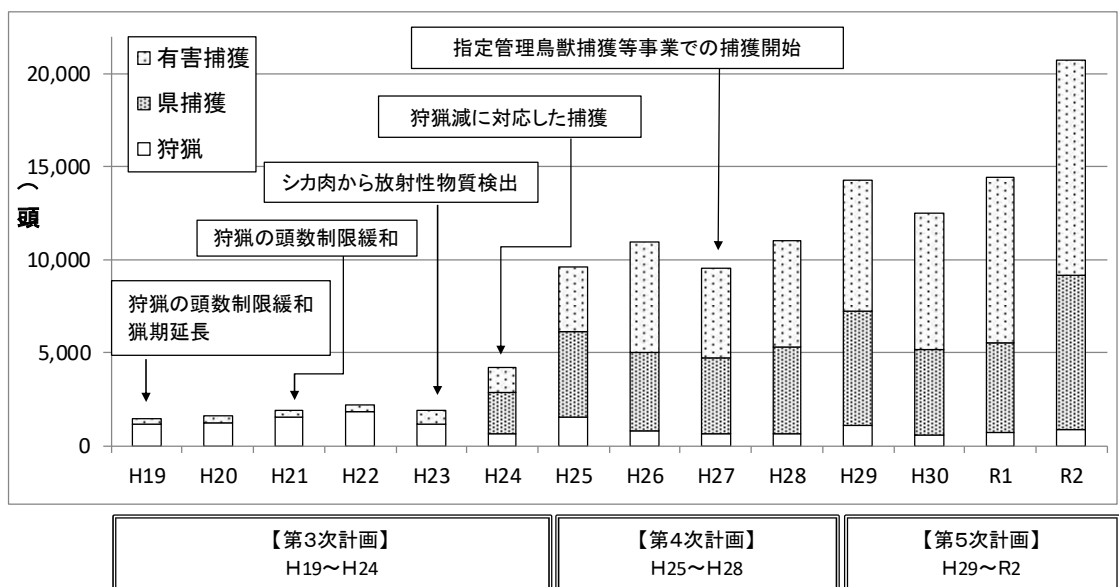
43 なお、平成23年3月の原発事故の影響により、岩手県の県南地域を中心に、シカ肉か

1 ら基準値を超える放射性物質が検出されたことから、平成23年度は狩猟による捕獲頭数が減少している。平成24年7月に全県を対象としたシカ肉の出荷制限指示があり、狩猟による捕獲頭数の更なる減少が見込まれたことから、平成24年度から平成26年度まで、
 2
 3
 4 県事業による捕獲を実施した。

5 また、平成27年度以降は、国の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲
 6 に取り組み、平成28年度以降、狩猟、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による
 7 捕獲を合わせて年間1万頭以上を捕獲し、令和2年度に初めて2万頭を超える捕獲数と
 8 なった。

(単位:頭)

区 分		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
五葉山地 域	狩猟	1,007	1,051	1,231	1,137	857	309								
	県捕獲						1,758								
	有害捕獲	228	204	258	207	466	690								
	計	1,235	1,255	1,489	1,344	1,323	2,757								
侵出抑制 地区	狩猟	184	224	290	660	303	352								
	県捕獲						480								
	有害捕獲	60	104	159	169	277	651								
	計	244	328	449	829	580	1,483								
北上山地 南部	狩猟							1,356	727	552	578	922	411	651	748
	県捕獲							4,406	3,837	3,624	3,934	5,202	3,810	3,743	6,799
	有害捕獲							3,266	5,612	4,469	5,297	6,557	6,881	8,018	10,170
	計							9,028	10,176	8,645	9,809	12,681	11,102	12,412	17,717
北上山地 北部	狩猟							185	86	75	69	146	111	69	122
	県捕獲							140	321	405	635	845	687	925	1,386
	有害捕獲							241	299	311	399	466	465	786	1,263
	計							566	706	791	1,103	1,457	1,263	1,780	2,771
奥羽山脈	狩猟							5	3	2	2	10	22	37	33
	県捕獲							10	24	81	63	132	98	126	117
	有害捕獲							10	10	26	22	38	53	65	93
	計							25	37	109	87	180	173	228	243
合計	狩猟	1,191	1,275	1,521	1,797	1,160	661	1,546	816	629	649	1,078	544	757	903
	県捕獲						2,238	4,556	4,182	4,110	4,632	6,179	4,595	4,794	8,302
	有害捕獲	288	308	417	376	743	1,341	3,517	5,921	4,806	5,718	7,061	7,399	8,869	11,526
	合計	1,479	1,583	1,938	2,173	1,903	4,240	9,619	10,919	9,545	10,999	14,318	12,538	14,420	20,731



9 ※ 県捕獲：平成26年度までは捕獲委託（県単独事業）
 10 平成27年度以降は指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

【図3】シカ捕獲数の推移（管理区分別）

1 (3) 被害状況

2 ア 林業被害

3 シカによる林業被害は、主にスギ、カラマツ等の造林木の芽や葉及び原木しいたけ
4 の食害である。平成 19 年から平成 22 年までは 1,900 万円から 4,200 万円で推移し、
5 その後は減少が進み、平成 27 年度は 87 万円まで減少したが、平成 28 年度から再び
6 増加し、令和 2 年度は 1,700 万円となっている。【図 4】

7 なお、林業被害防止対策として、森林整備事業を活用した防護柵の設置や忌避剤の
8 散布等を実施している。

9
10 イ 農業被害

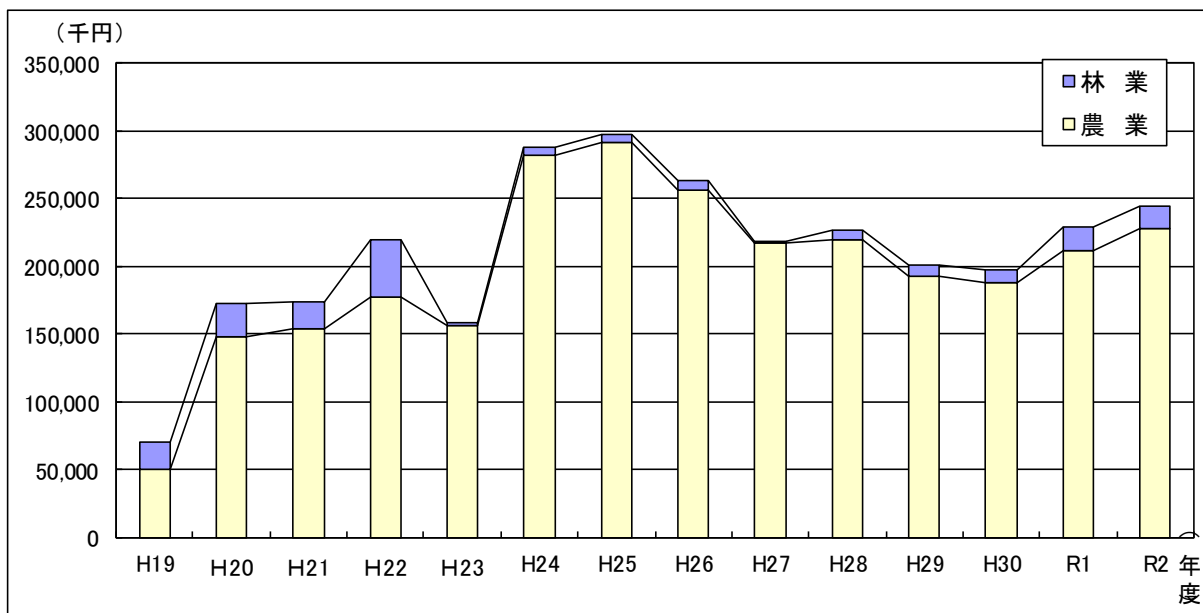
11 シカによる農業被害は、水稻、野菜、飼料作物及び果樹等の食害である。被害額は平
12 成 20 年度以降は 1 億 4,000 万円を超え、平成 25 年度の 2 億 9,000 万円をピークに平成
13 30 年度まで減少に転じたが、令和元年度から再び増加し、令和 2 年度は速報値で 2 億
14 2,700 万円となっている。【図 4】

15 また、生息域の拡大に伴い、農業被害発生市町村数が増加している。

16 農業被害防止対策のため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措
17 置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号）（以下「鳥獣被害防止特措法」と
18 いう。）が平成 19 年に施行され、市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づき作成する被害
19 防止計画により、防護柵の設置等の被害防止対策を実施している。

(単位:千円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
農業	51,020	148,274	153,927	177,304	156,515	282,620	291,282	256,467	217,206	219,783	192,267	188,439	212,090	227,485
林業	19,004	24,929	20,526	42,487	1,881	5,773	6,331	7,340	870	6,789	9,178	9,369	16,931	17,099
合計	70,024	173,203	173,841	219,791	158,396	288,393	297,585	263,807	218,076	226,572	201,445	197,808	229,021	244,584



20 ※ 令和 2 年度は速報値

21 【図 4】 シカによる農林業被害の推移

1 **ウ 自然植生への影響**

2 早池峰山周辺地域では生息数が近年増加しており、平成 30 年 4 月に東北森林管理局
3 が公表した糞粒調査の結果によると、平成 23 年度と比較して平成 29 年度の生息密度が
4 5.5 倍に増加した。【表 2】

5 また、平成 29 年度には、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例指定種である、
6 ナンブトウウチソウ、ナンブトラノオに食痕が確認された。

7 なお、令和 2 年度に県が実施した調査では、条例指定種に食痕は確認されなかったが、
8 今後、更に標高の高い地域への侵入が進み、希少な高山植物の食害が増加する危険性が
9 あることから、食害状況の継続的なモニタリングを行うとともに、防護柵の設置、周辺
10 地域での捕獲等の対策が必要である。

11
12 **【表 2】 早池峰山周辺地域における平均生息密度**

調査年度	H23	H29
平均生息密度(km2 当たり)	1.5 頭	8.2 頭

13 ※ 出典：東北森林管理局・平成 29 年度早池峰山周辺地域ニホンジカ生息状況・
14 森林影響等調査

15 ※ 平均生息密度は、糞粒法により特別天然記念物指定区域を中心とした約 120
16 平方キロメートルの区域内の生息密度を算出したもの。(調査対象区域内の推定
17 生息数は、 $8.2 \text{ 頭}/\text{km}^2 \times 120\text{km}^2 = 984 \div 1,000 \text{ 頭}$)

18
19 **エ その他の被害**

20 近年、県内を走行する列車との衝突事故も増加している。【表 3】

21 特に、JR 山田線の上米内～区界間、箱石～腹帯間及び JR 釜石線の陸中大橋～洞泉間
22 において、多くの衝突事故が発生している。

23 **【表 3】 シカと列車との衝突件数** (単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
JR 東日本盛岡支社	252	263	398	403	419	647
IGR	5	2	7	13	2	5
三陸鉄道	19	18	27	26	126	143
計	276	283	429	442	547	795

24 ※ 出典：各鉄道事業者からの聞き取り。

25 なお、三陸鉄道は、平成 31 年 3 月に JR 山田線（宮古～釜石間）が移管された
26 ことから衝突件数が増加した。

1 (4) 狩猟者の動向

2 捕獲の担い手である狩猟者数は狩猟免許所持件数をみると、平成 19 年の 3,300 件程度
3 から平成 24 年度には 2,500 件程度と減少傾向を示していたが、平成 25 年度からは増加に
4 転じ、令和 2 年度は 3,500 件程度で推移している。

5 なお、免許種類別ではわな猟免許所持者が増加している一方で、第一種銃猟免許所持者
6 は横ばいで推移している。

7 また、60 歳以上の占める割合は、平成 22 年度から令和元年度までは 6 割を超えている
8 が、令和 2 年度は 6 割未満となり、各年代の狩猟者数は増加傾向にある。

9 さらに、狩猟免許新規取得件数の推移をみると、わな猟免許の取得者数は、農業者を中
10 心に平成 19 年度以降増加傾向を示しており、第一種銃猟免許の取得者数は、平成 27 年度
11 まで増加していたが、平成 28 年度以降は横ばいで推移している。

13 6 管理計画の評価と改善

14 (1) 個体数の低減

15 シカの生息域が全県に拡大していることから、第 5 次シカ管理計画において、毎年 1
16 万頭以上の捕獲が必要として、狩猟、有害鳥獣捕獲に加え、平成 27 年度以降は指定管理
17 鳥獣捕獲等事業による捕獲に取り組んできた。

18 しかしながら、平成 28 年度以降、毎年 1 万頭以上の捕獲を実施してきたにもかかわらず、
19 モニタリング調査や列車との衝突件数からはシカの生息域の縮小や個体数減少の兆
20 しがみえてきておらず、農林業被害等も継続して発生している。

21 また、第 5 次計画で取り組むこととしていた個体数推定において、県内に生息するシ
22 カの推定個体数は、平成 30 年度秋時点の中央値で 10.7 万頭（95%信用区間で 7.3~15.2
23 万頭）という結果が出たことから、個体数の低減には至っていないと考えられる。

24 今後は、本推計結果を踏まえ、個体数の低減に必要な捕獲目標数の設定や更なる捕獲
25 強化の対策を検討していく必要がある。

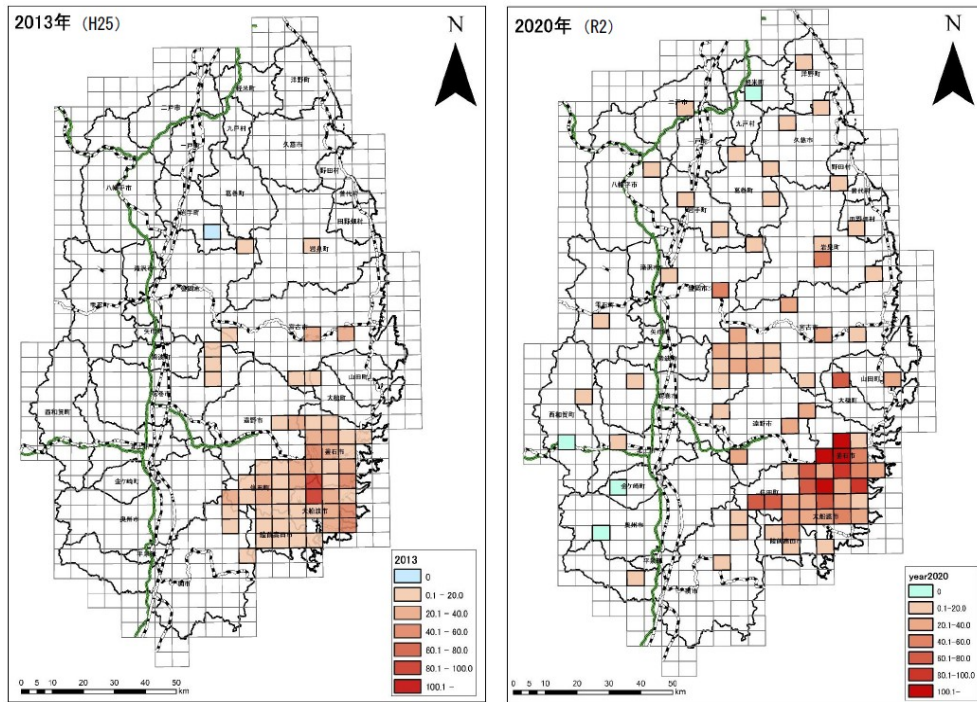
27 (2) 生息状況の把握

28 第 3 次計画まで五葉山地域で実施していたヘリコプター調査は、全県に拡大して実施す
29 ることが経費や労力の面から困難であったことから、第 4 次計画以降、統計学的手法によ
30 る個体数推定のための捕獲情報等の収集を行っている。

31 従来は、主に五葉山周辺地域で実施していた糞塊法による生息状況調査は、シカの生息
32 密度を推定する上で効果的かつ広域的なモニタリングに適した方法であることから、第 4
33 次計画（H25）からは調査地点数を県内 50 地点程度に増やし、令和 2 年度では、県内 21
34 市町村の計 81 地点で調査し、より広域での生息分布の把握に努めた。【図 5】

35 また、この調査で得られたデータは、推定個体数の算出に利用している。

36 なお、広域的な生息状況のモニタリングや精度の高い推定個体数の算出を行うためには、
37 地域的な偏りなく調査地を設定し、データ収集する必要があることから、県内の調査地点
38 数を 100 地点以上確保する必要がある。



【図5】糞塊調査位置図

7 管理の目標

(1) 基本目標

長期的には、地域個体群を健全に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図り、人とシカとの共生を目的とするが、シカの個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、短期的な目標として、本計画期間の目標を次のとおりとする。

- ① 平成30年度秋時点のシカの推定個体数10.7万頭（95%信用区間7.3～15.2万頭）を低減させるため、当面、年間2万5千頭以上の捕獲
- ② 効果的な捕獲方法の導入や捕獲の担い手の育成等を行うことにより、国の捕獲目標である令和5年度末までの個体数半減（生息数2万頭）に向け取り組む※
- ③ 農林業被害の早急な軽減と自然植生への影響の抑制
- ④ モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数の推定及びそれを基にした将来予測の実施

※ 現状では、令和5年度末までの個体数半減は著しく困難であるとともに、年間2万5千頭の捕獲を継続しても次期計画の終期（令和8年度末）までに平成30年度秋時点の推定個体数を半減させることが難しいと考えられる等、危機的な状況にある。
 個体数を半減させるためには、早期かつ継続的に3万頭以上の捕獲が必要と推測されるが、必要な担い手の確保、育成等も課題であり、すぐには達成困難なため、捕獲の体制整備についても市町村や猟友会等関係機関と連携して取り組みながら捕獲数の増加を図っていく必要がある。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

シカの生息域がほぼ全県に拡大していることから、当面、狩猟期間の延長等狩猟による捕獲を推進するとともに、有害捕獲と指定管理鳥獣捕獲により、県内全域で捕獲に取り組む。

特に、大型囲い罟及びICTの活用等による効率的な捕獲や捕獲技術研修会の開催等による捕獲の担い手の確保・育成等をより一層推進し、更なる捕獲圧の強化を図る。

また、並行してモニタリング調査を行い、その結果から目標の達成状況を評価し、計画的な個体数管理に努める。

なお、効果的に個体数を減少させるため、引き続きメスジカの捕獲を推進する。

さらに、個体数管理だけでは農林業被害を早急に軽減することが困難であることから「個体数管理」に加え、「被害防除対策」及び「生息環境管理」の各種対策を引き続き総合的に実施するとともに、効果的かつ継続的に対策を実施するためには地域主体の取組が欠かせないことから「地域ぐるみの被害防止対策」の体制整備を促進する。

8 管理の実施

(1) 地域区分

本県におけるシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっていることから、各地域の実態に応じた管理を進めるため、分布状況等から一定程度の移動障害となっていると考えられる大規模な河川をもって大きく3つに区分する。【表4、図6】

【表4】地域区分

区分	区域
①北上山地南部地域	北上川及び閉伊川に囲まれた区域
②北上山地北部地域	北上川、馬淵川(平糠川)及び閉伊川に囲まれた区域
③奥羽山脈地域	北上川及び馬淵川(平糠川)以西の区域



【図6】地域区分図

(2) 各地域区分の対策目標等

生息状況等に応じて、対策の目標等が異なることから、各地域区分に目標等を設定する。

【表5】

なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な運用とならないよう、各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じる。

1

2

【表5】地域区分別の対策目標及び重点対策

地域区分	生息状況等		目標	重点対策
北上山地 南部	高密度 段階	・個体数の多い状態が継続 ・被害が恒常的に発生	・早急な個体数低減 ・被害の軽減	・捕獲の強化 ・防護柵等による農地保護
北上山地 北部	定着段階	・定着が進み、徐々に個体数が 増加し、急増地域も発生 ・被害も増加	・定着個体の低減 ・被害の拡大防止	・捕獲の強化 ・被害への早期対応 ・防護柵等による農地保護
奥羽山脈	侵入 段階	・目撃情報が続き、被害が発生 し始めている地域	・定着防止 ・被害の発生防止	・捕獲の強化 ・早期発見と早期対応

3

4

(3) 個体数管理

5

ア 狩猟による捕獲の推進

6

(ア) 狩猟期間の延長

7

狩猟によるシカの捕獲を推進するため、シカに係る狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

8

(延長前) 11月15日から翌年2月15日まで

9

(延長後) 11月1日から翌年3月31日まで

10

11

(イ) シカ肉の放射性物質検査の実施

12

平成23年3月の東日本大震災津波における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から平成24年7月に本県全域を対象とした出荷制限指示が出されている。これ以降、出荷制限の解除のためのモニタリング検査を行っているが、令和3年度時点においても、県内の一部地域のシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出されている。このため、シカ肉の放射性物質検査を引き続き行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について情報提供を行う。

13

14

15

16

17

18

19

なお、令和2年4月から大槌町の食肉処理加工施設が受け入れるシカ肉について全頭検査を条件に出荷制限を一部解除していることから、引き続き県が定める方針に基づき放射性物質検査を実施しながら、事業者のニーズ等を踏まえ、捕獲したシカの有効活用について検討していく。

20

21

22

23

24

イ 有害鳥獣捕獲の推進

25

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。特に農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

26

27

28

(ア) 農地周辺のシカの定着解消

29

農地周辺に定着したシカにより継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の軽減に向けて、定着解消のため農地周辺での有害捕獲を優先的に実施する。

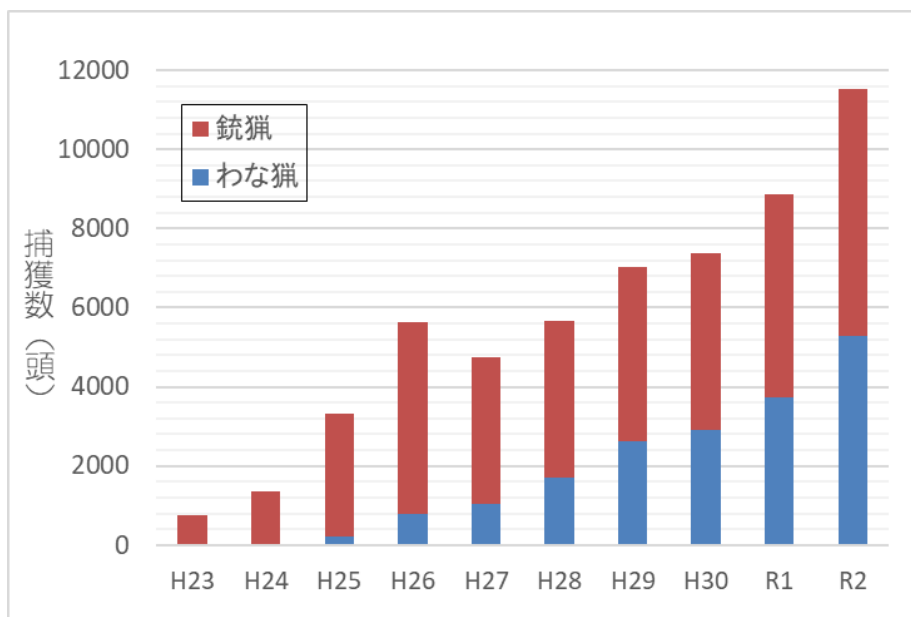
30

31

32

なお、銃器の使用が困難な農地周辺等においては、わなを使用した捕獲を促進する。【図7】

33



【図7】 猟具別捕獲数の推移（有害）

1
2
3
4 (イ) 草地のシカの定着解消

5 大型囲い罠や遠隔操作方式による囲い罠等の新しい捕獲技術の普及啓発等を行
6 い、草地での効果的な捕獲について関係機関等が連携し対策を推進する。

7 (ウ) 地域ぐるみの捕獲体制の整備

8 農地周辺においてわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、
9 狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐ
10 るみの捕獲体制の整備を促進する。

11 また、従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができ
12 る制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲を促進する。

13 (エ) 予察捕獲の推進

14 被害が発生していない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を
15 未然に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を推進する。

16
17 ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

18 (ア) 目的

19 シカの個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害
20 地域の拡大を踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害
21 の抑制を目的として実施する。

22 (イ) 実施期間

23 令和4年4月1日～令和9年3月31日

24 (ウ) 実施区域

25 県内全域

26 (エ) 事業の目標

27 シカの個体数の抑制及び農林業被害の低減を図るため、狩猟及び有害捕獲の
28 実施状況及び過去の指定管理事業による捕獲実績等を踏まえ、年度ごとに設定
29 する。

1 (オ) 実施方法

2 認定事業者等に委託

3 (カ) 実施結果の把握並びに評価

4 年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、農林業被害及び糞塊密度
5 調査等によるモニタリング調査結果の情報とあわせてシカ管理検討委員会に報告
6 する。

7 (キ) 実施者

8 岩手県

9
10 エ 捕獲の担い手の確保・育成及び捕獲の効率化

11 (ア) 捕獲の担い手の確保・育成

12 狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれ
13 があることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免
14 許を取得しやすい環境整備等の取組を推進する等、関係機関等と連携を図りなが
15 ら、狩猟者の確保・育成を推進する。

16 また、経験が浅い狩猟者の捕獲技術の向上のため、熟練狩猟者による捕獲技術
17 等の伝達、継承を内容とする技術研修会等の開催や、鳥獣保護管理に関する人材
18 登録事業（鳥獣プロデータバンク）に登録されている有識者から、捕獲技術等を
19 学ぶ狩猟者育成プログラム事業の活用等も検討し、狩猟者の確保・育成を推進す
20 る。

21 (イ) 狩猟者の負担軽減と捕獲の効率化

22 狩猟者の減少や高齢化が進んでいることから、ICTの活用、シャープシューテ
23 ィング、給餌誘引捕獲、犬猟、その他の方法についても検討を進め、効率的かつ省
24 力的な捕獲により狩猟者の負担軽減を図る。

25 また、今後さらに捕獲頭数の増加が想定されることから、市町村や猟友会等関係
26 機関と連携し、捕獲個体の処分先の確保や効率的な処理方法等についても検討して
27 いくこととする。

28
29 (4) 被害防除対策

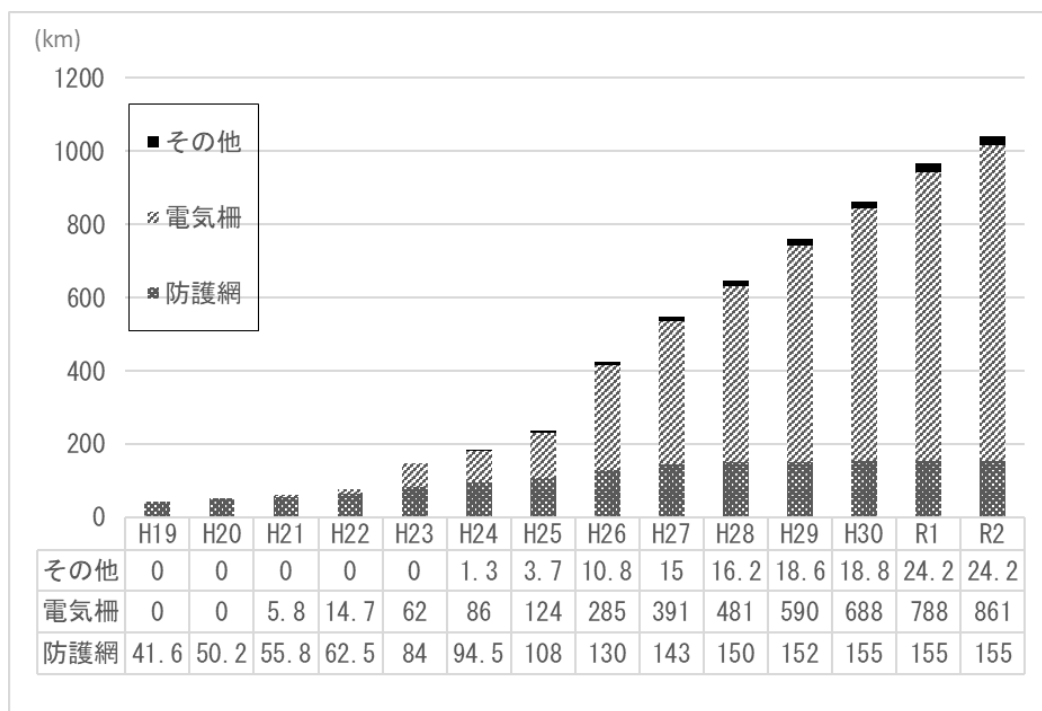
30 ア 農林業被害対策

31 (ア) 防護柵の設置の促進

32 県内における鳥獣被害防止総合対策交付金等による、令和2年度までの防護柵
33 等設置状況は累計で約 1,040 km となっており、農業被害の低減に一定の効果が
34 現れている。

35 農林業被害のさらなる低減を図るためには、個体数管理だけでは困難なことか
36 ら、防護柵の設置を中心とした被害防除対策を引き続き促進する。 【図8】

37 なお、設置された防護柵の破損箇所からシカが侵入するため、適切な維持管理
38 に努めるとともに、防護柵の設置に関する各種研修会や侵入防止効果を上げる改
39 良等について、関係機関等と連携し実施する。



※ 他の獣種の防除を兼ねるものがあることに注意。

R2 までの累計: 約 1,040km (防護網: 154.6km、電気柵: 861km、その他: 24.2km)

【図8】防護柵の設置状況

(イ) 森林における被害防止体制の整備

森林法で定める市町村森林整備計画において、鳥獣害が発生している区域等鳥獣害を防止するための措置を講ずべき森林の区域を「鳥獣害防止森林区域」として設定し、区域内における具体的な鳥獣害防止の対応策を強化して森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組を促進する。

(ウ) 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防除対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被害情報の収集、面的な防護柵の設置、防護柵後の継続的な維持管理等、地域が一体となった取組が重要であることから、これらの取組を実施するための研修会等を開催する等、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

イ 自然植生被害対策

近年、早池峰山の高山植物が被害を受けていることから、個体数が増加している周辺部において、引き続き関係機関等が連携して捕獲圧を高め、個体数低減に努めるとともに、モニタリングや被害情報の収集を継続し、高標高部への侵入を注視していく。

また、被害を防止するため、東北森林管理局と連携し、河原の坊、小田越、薬師岳及び門馬握沢登山道沿い等に合計約1.5kmの防鹿柵を設置するとともに、センサーカメラやGPS等を用いたシカの動向調査等を実施しており、特に、GPS調査によって得られたシカの越冬地の情報等は、早池峰山周辺において集中的に実施している指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の推進等に活用している。

今後も、防鹿柵の設置やモニタリング調査を継続して個体数の動向を把握するとともに、捕獲目標設定のための早池峰山周辺地域における個体数推定の実施を検討する。

1 (5) 生息環境管理

2 ア シカを寄せ付けない環境づくり

3 鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い緩
4 衝帯を設置する等、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、シカが身
5 を隠す場所等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを促進する。

6 また、農地に放置された収穫残渣や放棄果樹等の適切な処分についても指導を行う。

7
8 イ 個体数増加要因の解消

9 草地造成や森林伐採、放棄され草地化した農地、北上高地に広がる大規模な放棄草
10 地、法面等の緑化により作り出された草地は、餌量の多い環境となっていることから、
11 個体数の急激な増加の引き金となり、草地周辺において高密度化している地域が発生
12 している。

13 効果的に個体数を低減させるため、草地が個体数増加の要因とならないよう、利用
14 されていない草地の解消に努める。

15
16 (6) モニタリング調査

17 管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状況や
18 被害状況、個体数等について、モニタリング調査を継続的に実施する。【表6】

19 モニタリング調査の結果をもとに管理対策の評価を行うとともに、管理計画に反映（フ
20 ィードバック）させる。

21 また、生息域の拡大に対応するため、モニタリング調査は県内全域に拡大して実施する
22 とともに、新たな技術を活用した調査手法の導入についても検討する。

23 **【表6】モニタリングの内容**

項目	内容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率を把握することにより、個体数の増減、分布状況の指標とする。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする
③ 生息密度の把握	糞塊法により生息密度の変化を把握し、個体数の増減の指標とする。
④ 植生の被食状況の把握	植生（ササ）の被食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響の指標とする。
⑤ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握

24
25 (7) 精度の高い個体数推定手法の検討

26 第4次及び第5次計画において、階層ベイズモデルを用いた個体数推定を実施してきた
27 が、「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・令和3年度）」
28 によると、推定値は、幅のある値で示されるものであり、新たに追加された年のデータ
29 を用いて改めて推定をすると、過去の推定値が変わる等、バラつきや変動があることから、
30 定期的に推定値を見直し、生息数の動向を把握していくよう努める。

31
32 9 その他管理のために必要な事項

33 管理計画の目的を達成するため、県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体、大学・民
34 間団体等が分担して役割を担い、相互に連携することが重要である。

1 (1) 各機関・団体等の果たす役割

2 ア 県

3 県は、国からの指導又は助言等を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画、管理計画の作成
4 及び見直しを行うとともに、各種管理施策を実施する。

5 また、捕獲数の取りまとめや各種モニタリング調査の実施により個体数管理に努め
6 るとともに、シカの生態や被害防除方法等について情報収集し、市町村や農林業関係
7 団体等に提供する。

8 イ 市町村

9 市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、地域の状況に応じ
10 た有害捕獲、防護柵設置等の被害防除対策及び生息環境管理について関係団体と連携
11 の上、総合的に実施する。

12 なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握
13 に努める。

14 また、地域が一体となった被害防止対策を促進するため、地域住民や県と連携し、
15 体制づくりに取り組む。

16 ウ 集落・地域住民

17 防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物の除去（廃棄農作物の管理、放棄果樹
18 の管理）は集落・地域住民が主体となって実施する。

19 また、地域ぐるみで組織的、面的に対策を実施することが重要であることから、行
20 政と連携し効率的な体制で実施する。

21 エ 狩猟者団体

22 個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、特定計画に沿った狩猟捕獲の推進に
23 努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

24 また、県が行う捕獲並びに生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

25 オ シカ管理検討委員会

26 学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するシカ管理検討委員会は、特定計画
27 の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

28 また、県が行うモニタリング結果の評価、分析及び助言を行う。

29 カ 大学・民間団体等

30 大学や民間団体等は、シカ被害防止や新技術による捕獲の実証等、県が行う捕獲・
31 生息状況の分析等に対し助言を行う。

32
33 (2) 普及啓発

34 特定計画を適切に推進するためには、本計画の内容について広く県民に周知を図る必要
35 がある。特に、シカの分布が拡大している地域において農林業被害の発生を予防するた
36 めには、シカの生態や効果的な防除方法、耕作放棄地等の生息環境管理についての普及啓
37 発が重要である。

38 このため、県、市町村及び関係団体等が連携し、研修会の開催や被害防除対策の成功
39 事例について、各種広報媒体等を作成・活用し、普及啓発に努める。

40
41 (3) 他県との連携

42 本県と隣接する宮城県、秋田県及び青森県においても、シカの生息域が拡大しているこ
43 とから、情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努める。

1 (4) 鳥獣被害防止計画との調整

2 鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村において作成される鳥獣被害防止計画の内容に
3 ついては、特定計画の内容を踏まえて作成する。

4 なお、県は、広域的な生息密度や個体数を把握し、密度分布や捕獲状況を俯瞰できる情
5 報を取りまとめて提供することで、市町村における被害防止計画の策定を支援し、市町村
6 においては、その情報を踏まえた捕獲目標数の設定や事業の評価に努める。

7
8 (5) 錯誤捕獲の防止等

9 本県全域がツキノワグマの生息区域であることを踏まえ、捕獲従事者は、わなの見回りに
10 努める。設置したわなの周辺でクマの生息が確認された場合には、わなを移動する等、
11 わなの設置に係る基本事項を遵守し、錯誤捕獲の発生予防に努める。

12
13 (6) 感染症及び安全対策の実施

14 シカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、シカの捕獲であっても、野
15 生イノシシへの接触、ウイルスに汚染された血液、泥の付着等による豚熱（CSF）ウイ
16 ルスの拡散リスクを認識し、防疫措置については、「CSF・ASF 対策としての野生
17 イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を参考の上、必要な防疫措置がとれる体制
18 を整備する。

19 また、各捕獲事業の実施主体は、従事者に対してシカが関係する人獣共通感染症（SFTS：
20 重症熱性血小板減少症候群、Q熱、E型肝炎等）について注意喚起を行う。

意見検討結果一覧表（パブリックコメント）

（案名： 第5次ツキノワグマ管理計画 ）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>本文 23 ページにおいて《刈り払い》とあるが、住民の高齢化、経済的困窮により、現実には除草、刈り払いは住民の手ではほぼ不可能と成っている世帯が年々増えていることを理解し、住民の手によらない「民有地の緩衝帯の整備」の方法を明記すべきである。人の住まない空き家だけの集落もかなり増加している。</p>	<p>民有地の管理は、基本的に所有者の責任において行うものですが、市町村及び地域と連携して緩衝帯の整備に係る取組を推進していきます。</p>	D（参考）
2	<p>本文全体について、クマ肉のジビエに関する項目と記述、またクマ肉に含まれる放射性セシウムに関する記述が無いのは本案の欠陥である。キチンと明記すべきである。</p>	<p>26 ページの(4)モニタリング調査の項目に、本県の野生鳥獣肉のうちクマ肉に係る国からの出荷制限指示と検査について、記載します。</p>	A (全部反映)

<p>3</p>	<p>第6次シカ管理計画（案）および、第3次イノシシ管理計画（案）および第5次ツキノワグマ管理計画（案）について</p> <p>いずれの案においても、「普及啓発」、「人材の確保育成」、「狩猟者の動向」の項目の内容がほぼ同一のためにまとめた提言となるが、つまるところ、現行においては狩猟者を増やすことによって頭数そのものを減らす攻めの方向でいくか、あるいは、防護フェンスや電気柵、森林や草地をクリアリングすることによるバッファゾーンの確保といった守りの方向でいくこととなる。</p> <p>そして、いずれの方策においても屋外、それも山地や急峻地における重量物の搬送や設置における作業技術が必要となる。</p> <p>また何よりの問題として、特に狩猟の場合は免許取得の段階や更新において経済的な高コスト負担があり、つまるところ、現状は意識の高い若手を「やりがい搾取」としか思えない状況となっている。</p> <p>2015年に実施された、環境整備部自然保護課による「第3回捕獲の担い手研修会」では、約18万円の負担があると報告があったが、県や市町村の支援が浅い現段階で狩猟免許取得と道具の購入をした場合、その後に支援が拡充された場合に sunk cost の発生と不公平感を招き、何より、有害鳥獣の増加によってドラスティックな処置を将来的に県が取らざるをえないことを予測して、「とりあえず制度の拡充を待つ」という選択も考えられる。</p> <p>これらの対策として、</p> <p>1：ただちに全額負担およびそれに近い額の支援を実施する。</p> <p>2：今後の制度拡充が行われた場合は、差額を補償することを確約し宣言する。</p> <p>の、二つを提言したい。</p>	<p>狩猟者の育成と支援について、県では、狩猟免許試験の受験者を対象とした予備講習会や新人狩猟者の技能向上のための研修会を無料で開催するとともに、狩猟税の減免などの措置を講じているところです。</p> <p>なお、有害捕獲を所管する市町村において、費用の一部の補助等が行われていますが、有害捕獲等に従事しない狩猟者との公平性の観点などから、県として免許取得に対する助成には慎重な検討が必要と考えており、引き続き、関係機関と連携し狩猟者の確保に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>D（参考）</p>
----------	--	--	--------------

4	<p>これに加えて、国が進める就職氷河期世代の救済としても、「公務員の身分保障」管理計画の現場における人材の育成と実践をすべきであることもまた、強く提言するものである。</p> <p>日本でも最大級の森林や山岳地を有する岩手県において、他県に先んじて公務員ハンターや公務員林業現場職を誕生させることによって、注目を集めることと、その本気度を内外にアピールする好機であると考えられるものである。</p> <p>必要ならば、防衛省ないし地方連絡本部との協議の上、予備自衛官ないし即応予備自衛官の運用も考えるべきであろう。</p>	<p>市町村が実施する鳥獣被害対策実施隊員については、地方公務員法に規定する特別職の職員で非常勤と扱われているところです。</p> <p>捕獲の担い手確保については、国の対応を踏まえつつ、引き続き、県として取り組みを進めます。</p>	D (参考)
---	--	---	--------

意見検討結果一覧表（環境審議会自然・鳥獣部会委員）

（案名： 第5次ツキノワグマ管理計画 ）

番号	回答者	頁	行	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	渋谷委員	6	17	生息状況とあるが、個体数しか書いていない特に（イ）。生息状況に関するコメントを追加するか、表題自体を「地域別の推定個体数」に変更。 また、北上山地では「北上山地地域個体群」の方がよいのでは	意見を反映しました。	A（全部反映）
2	渋谷委員	8		このページの用語の使い方が不統一。北奥羽個体群→北奥羽地域個体群 など正確に記述してください（他のページもチェックをお願いします）	修正しました。	A（全部反映）
3	渋谷委員	18	1	一部の個体（64.3%） 一部ではないのでは？	調査個体数が 14 個体であり、かつ、一部の個体での往来であることから、原案のままとします。	F（その他）
4	渋谷委員	22	2	表 矢印の意味が不明。凡例を付けたほうが良い。	矢印を削除し、凡例を付記しました。	A（全部反映）
5	渋谷委員	23	20	猪去地区→盛岡市猪去地区	修正しました。	A（全部反映）
6	渋谷委員	24	7	防護？ 不明瞭	放置果樹の伐採が困難な場合の対策をより具体的に記載しました。	A（全部反映）
7	渋谷委員		どこかに	タグに関する記述	30 ページの「8 管理のために必要な事項の（7）」に追記しました。	A（全部反映）

8	菅野委員	20	<p>「ツキノワグマ」の狩猟期間延長については、「毎年 2 月 16 日から 3 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 14 日まで」と記載されているところ「毎年 11 月 1 日から同月 14 日まで」としていただきたい。</p> <p>現行通り、狩猟期間の延長は、11/1～11/14 とし、2/15 までの狩猟期間とするのが良いと思っております。</p> <p>また、11/1～11/14 までの延長理由は明記されているものの、2/15 から 3 月末まで延長する理由が明記されていないこと。この時期は、子育ての最中であり、この期間に狩猟が可能となれば、穴クマ猟が可能になり、子連れのクマも捕獲されることとなります。管理の基本目標に「地域個体群の長期にわたる安定的な維持」を掲げていることとの整合性をも考え合わせると、変更をするのであれば、十分な議論を重ねる必要があると思えます。</p> <p>そのことを踏まえて、春クマ猟の許可捕獲が実施されており、何のために春クマ猟が特別に許可されているのかも整理する必要があります。</p> <p>※岩手県猟友会も同様の意見を提出</p>	<p>ご意見を踏まえつつ、狩猟による捕獲圧を高め、有害捕獲数を極力減らす観点から、延長する期間を「毎年 2 月 16 日から 2 月末日まで及び 11 月 1 日から同月 14 日まで」に修正します。</p> <p>また、これに伴い、現在 2 市町で実施している春季捕獲について、実施期間を従前のままとするほか、市町村の実情や希望を踏まえて対象地域の拡大を検討します。</p>	B (一部反映)
9	菅野委員	19	<p>(エ) 捕獲自粛要請</p> <p>現行では、狩猟に対する捕獲自粛要請を行わないために管理年度の変更を行ってきたところです。この度、管理期間の変更については了承するものの、以前のように有害捕獲が優先され、狩猟が自粛となるのは本意ではありません。</p> <p>狩猟自粛を続けてきた結果が、狩猟による捕獲数が増加しなくなった要因の一つでもあり、有害捕獲の増加にもつながっています。</p> <p>本当に個体数が減少し、個体群の維持ができないような状況では、狩猟自粛のような曖昧な施策ではなく捕獲期間の短縮や禁止といった方法を検討する必要があると思えます。</p> <p>※岩手県猟友会も同様の意見を提出</p>	<p>いただいたご意見及び過去の捕獲自粛が狩猟者に負担を強いたケースがあったことを踏まえ、モニタリングと検証により計画期間全体を通した複数年の管理に取り組むとともに、必要に応じ計画の順応的な見直しも行うこととします。</p>	D (参考)

意見検討結果一覧表（管理検討委員会委員）
 （案名： 第5次ツキノワグマ管理計画 ）

番号	回答者	頁	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	辻本委員	18	<p>ア捕獲数の管理（ア）管理期間 に記載のある「捕獲数の管理は、4月1日から翌年の3月31日の1年間ごとに行う。」並びに、（エ） 「捕獲自粛要請」について、先の検討会でも意見を述べた通り、管理期間の変更は現時点では賛同しかねます。</p> <p>その理由として、①先に現計画の管理期間に変更した際の考え方として、捕獲自粛要請を狩猟期間とせず冬季の狩猟捕獲を優先しくマに対する追い払い等の圧力を促すという考え方から変更となる理由が明確ではないこと、②その一方で有害駆除における捕獲数制限が実質的に困難であるか否かに関する検証がなされていないこと、③これらを明確にしないまま冬期の狩猟捕獲の自粛要請を想定しても狩猟者の協力を得ることが困難と思われることです。</p> <p>会計年度との整合や目標生息数の管理上の都合は理解できますが、変更に当たっては、実際に冬期の狩猟のみならず有害捕獲も担う狩猟者への説明と理解を優先すべきと考えます。</p> <p>野生動物の管理計画は、施策の実施とモニタリングによる検証に基きフィードバックして計画修正しながら進めることが原則とされており、その観点でも、上述の検証と説明が不十分なまま計画の変更がなされたら受け止めるを得ませんが、今後の計画実施のなかで、今回の管理期間の変更について、第4次計画（さらには第3次計画）との比較検証を行い、管理期間としての妥当性、捕獲上限数に対する実際の自粛の実現性と有効な方法、さらに個体数管理に対する施策の考え方を整理しながら進めていただくよう要望します。</p>	<p>① 近年、有害捕獲数が増加しており人との軋轢が高まっている一方で、狩猟による捕獲数は大量出没年を除いてほぼ変動がありません。人身被害が危惧される人里近くの被害防除は最優先されるべきであるものの、引き続き捕獲上限の範囲内において狩猟による捕獲圧の向上及び個体数の調整を図ります。</p> <p>② 管理年次の変更となった平成 25 年度以降で捕獲上限数を超過した年が5度（H25-26 北上・奥羽、H27-28 北上・奥羽、H30-R1 北上・奥羽、R1-2 北上のみ、R2-3 北上のみ）ありますが、その理由として、近年大量出没が多発しており、有害捕獲許可件数が急増したことが挙げられます。また、捕殺以外の捕獲方法として放獣がありますが、地権者及び周辺住民の同意が得られないことや放獣作業に従事する人員不足が課題となっており、実質的に困難な状況です。なお、その際は捕獲の自粛は行われておらなかったものの狩猟数は大きく伸びず、上限数を引上げています。</p> <p>③ 従前は捕獲上限を超過することが見込まれた年度の途中で狩猟の自粛を要請したため、狩猟者からの反発もありましたが、今後は推定個体数にあわせ、捕獲上限数も大きく引上げ、複数年度で捕獲数を管理することとなりますので、この状況を見極めながら、必要に応じて、狩猟期間前の狩猟自粛要請についても検討していきます。</p>	D（参考）

意見検討結果一覧表（市町村）
 （案名： 第5次ツキノワグマ管理計画 ）

番号	回答者	頁	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	盛岡市	21	「カ 放獣」に係る記載について 放獣を行うためには、麻酔処置が必須であるが、麻酔処置を行う有資格者が少なく、放獣に至らないケースが多いことから、「麻酔処置の有資格者の確保」について記載していただきたい。	30 ページに記載しているとおり、県では錯誤捕獲が発生した場合に備え、麻酔薬を使用できる民間事業者と連携し、迅速かつ安全な放獣体制の整備を進めます。 なお、並行して策定している第13次鳥獣保護管理事業計画において、26ページの「4-5 住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項」で麻酔銃に関して記載しており、放獣に関してもこれに準じた取組を行います。	D（参考）
2	盛岡市	24	「e 出沒時対応訓練」に係る記載について 訓練を行うためには、まず市町村の体制を整える必要があるが、その一環として、県に市町村向けマニュアルを作成していただきたい。 それを実現するため、当該記載箇所には、「～マニュアルを作成・配布の上～」と記載いただきたい。	同ページにある(ウ)「人の生活域」における人身被害の回避 において、マニュアルに基づいて対応するよう記載していることから、原案のとおりとします。	C（趣旨同一）
3	盛岡市	26	表5における「ゾーン：人の生活域」の被害防除・出沒抑制対策の記載について 「市街地における緊急捕獲（警察）」とあるが、警察は発砲命令を出す捕獲するわけではないので、「（警察・市町村）」と記載していただきたい。	意見を反映しました。	A（全部反映）

4	盛岡市	全般	<p>「市が行う、『出没しづらい環境の整備』に係る取組実施の義務化」について</p> <p>現状として、クマの生息域である山林等の環境保全や人の生活域を守るためのゾーニングがほとんど行われていない。また、山林から市街地へとつながる河川の藪刈等も同様に進んでいない。</p> <p>実効性の高い計画とするため、ある程度、取組を義務化する必要があることから、計画書にその旨記載していただきたい。</p>	クマの生息環境整備や被害防除対策は、関係機関が連携して情報を共有しながら、地域の実情に応じた対策を講じる必要がありますが、その取組方針については原案に記載のとおりですが、今後の取組の参考とします。	D (参考)
5	北上市	18	目標頭数は、単に第四次計画の際の数字にするのではなく、種の維持に必要な頭数を調査・検討し設定してほしい。	種の維持に必要な頭数の設定は地域の状況によるところもあり、現状では困難です。	E (対応困難)
6	奥州市 ※イノシシと 共通	15	<p>野生鳥獣肉の放射性物質検査については、県が定める 野生鳥獣肉放射性物資検査実施要領に基づき、ニホンジカ及びツキノワグマが検査されており、シカ管理計画には上記の記述があるものの、ツキノワグマ管理計画には記述がないことから、実施している内容について記載されることが望ましいと考える。同実施要領ではツキノワグマについて、平成 23 年 3 月の東日本大震災津波における福島原発事故が発生したことをうけ、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・地域の設定・解除の考え方」に順じ、基準値の 1 / 2 を超える放射性セシウムが検出された市町村を中心に検査し、野生鳥獣肉における放射性セシウムの減少程度をモニタリングすることとし実施されている。</p> <p>イノシシについては、東日本大震災当時、本県では生息が確認されていなかったものの、翌年度以降県南広域振興局管内で初めて捕獲があり、その後 県内全域で目撃され、捕獲頭数は年々増加傾向にあるとされている。</p> <p>このことから、本県に定住したと推察されるイノシシについても、ツキノワグマと同様に検査を実施し、同管理計画にその旨記載されることが望ましいと考える。</p>	野生鳥獣肉の放射性物質検査について、26 ページに記載しました。	A (全部反映)

7	岩泉町	16	<p>9 春季捕獲</p> <p>説明が春季と年間に分かれるため、<u>(表4)</u>を「平成26年度は・・・」より先に表記する。</p> <p>「西和賀町においては前年度と出沒報告件数にほぼ差がなく・・・」とあるが、図23を春季捕獲地域の<u>年間（もしくは年度別）</u>出沒状況と表記したほうが分かりやすい。</p> <p>(春季と年間表、図の区別を明確にする)</p>	<p>前段部分は春季捕獲制度の説明であり、表4の数値は関係しないため原案のとおりとします。</p> <p>また、御意見を踏まえ図23のタイトルを修正しました。</p>	B (一部反映)
8	岩泉町	18	<p>6 管理の目標</p> <p>(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方</p> <p>捕獲基準には様々な意見があると考えられるので、市町村に柔軟性を持たせるのか、持たせるとすれば市町村職員の大きな負担も考慮した文言にしてください。</p>	<p>本計画において市町村の負担が大きく増えることは想定していませんが、市町村において行う捕獲についてルールを改める際は、過度な事務的負担が生じないように留意します。</p>	D (参考)
9	〃	24	<p>(イ)「緩衝域」における人身被害の回避</p> <p>a 誘引物の除去等の促進</p> <p>P22のイメージ図を見るに、放置果樹、廃棄農産物も生活域に入るのはないか。</p>	<p>緩衝域における誘引物管理について、記載を改めました。なお、耕作放棄地においては、放置果樹が残存していることが考えられるため、文言を残していません。</p>	A (全部反映)
10	〃	28	<p>(1) 各機関・団体等の果たす役割 イ市町村</p> <p>緩衝帯の整備（生息環境管理等の実施、推進）は市町村が行う施策として位置づけられているが、地域及び地域及び生産者に強いられる労力や費用負担としては非常に大きいものとなっていることから、義務としない文言にしてください。</p>	<p>県内市町村の多くにおいて鳥獣被害対策実施隊を組織するなど、各種被害防除対策や生息環境管理等の実施及び推進に取り組んでいる現状を踏まえ原案のとおりとしますが、今後の取組の参考とします。</p>	D (参考)
11	久慈市	5	<p>「生息分布調査および観察調査による県内のツキノワグマ生息域は515区画となった。」の記載について、より精密で詳細な生息状況の把握が必要と考えます。</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p>	D (参考)

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 3,700頭
(北上高地 2,000頭、北奥羽 1,700頭)

◇被害状況

- 1 農業被害（飼料作物、果樹等）
4,806万円（R2）
- 2 人身被害 29名（R2）

◇課題

中山間地域の人口減少等による人間活動の低下や耕作放棄地の増加等に伴いクマの生息域が拡大し、人身被害や農業被害などによる人とのあつれきが増大していることから、個体群の増加を抑制しつつ適切な保護・管理の推進が必要

〈基本目標〉

- 1 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減
- 2 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域個体群の区分
個体群を2つに区分し生息数を調査
 - (1) 北上山地地域個体群
 - (2) 北奥羽地域個体群
- 2 個体数管理
 - (1) 捕獲数の管理
 - (2) 県による捕獲許可の方針
 - (3) 狩猟期間の延長
 - (4) 春季捕獲
 - (5) 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理
 - (6) 放獣
- 3 生息環境管理
 - (1) ツキノワグマの生息域における環境管理
 - (2) 緩衝域及び人の生活域における環境管理
- 4 被害防除対策
 - (1) 人身被害防除
 - (2) 農林業被害の防除
 - (3) 注意報の発表等による注意喚起

5 モニタリング

- (1) 短期的モニタリング
 - ア 生息状況調査
 - イ 被害状況調査
- (2) 中長期的モニタリング
大規模ヘアトラップ調査による個体数推定

◇管理のために必要な事項

- 1 各機関等の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、管理検討委員会、地区管理協議会、狩猟者団体等の役割
- 2 人材の育成・確保
- 3 隣接県との調整
青森県及び秋田県との整合性のとれた管理に向けた協議
- 4 NPO等との連携
- 5 情報共有と普及啓発
- 6 錯誤捕獲の防止と対応

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 推定個体数の更新
- 2 個体数低減の方針を明記
- 3 大規模ヘアトラップ調査による個体数推定の追加
- 4 捕獲許可事務の特例処理に係る捕獲許可期間の延長
- 5 狩猟期間の延長
- 6 市街地等における出没対応の追加
- 7 錯誤捕獲の防止及び対応の追加

第5次ツキノワグマ管理計画
(最終案)

令和4年1月

岩 手 県

目 次

1		
2	1 計画策定の目的及び背景	1
3	(1) 計画策定の目的	1
4	(2) 計画策定の背景	1
5	2 管理すべき鳥獣の種類	2
6	3 計画の期間等	2
7	(1) 計画期間	2
8	(2) 計画の見直し	2
9	4 対象地域	2
10	5 ツキノワグマに関する現状	2
11	(1) 生息環境	2
12	(2) 地域個体群の区分	3
13	(3) 生息動向	3
14	(4) 捕獲状況	7
15	(5) 人身被害の状況	10
16	(6) 農林業被害の状況	14
17	(7) 被害防除の取組状況	14
18	(8) モニタリング調査	15
19	(9) 春季捕獲	16
20	(10) その他の取組状況	17
21	6 管理の目標	18
22	(1) 基本目標	18
23	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	18
24	7 管理の実施	18
25	(1) 個体数管理	18
26	(2) 生息環境管理	21
27	(3) 被害防除対策	23
28	(4) モニタリング調査	26
29	8 管理のために必要な事項	27
30	(1) 各機関・団体等の果たす役割	27
31	(2) 人材の確保育成	29
32	(3) 他県との調整	29
33	(4) NPO等との連携	29
34	(5) 情報共有と普及啓発	29
35	(6) 錯誤捕獲の防止等	29
36	(7) 毛皮等の流通管理	30
37		
38		

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するツキノワグマを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、生物多様性保全の理念の下で地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人的被害及び農林業被害の軽減を図り、もって人とツキノワグマの共存関係を構築すること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

ア 背景

ツキノワグマは、西アジアからヒマラヤ山脈を含むインド亜大陸北部、東南アジア北部、中国北東部、海南島、極東ロシア、韓国、台湾に分布し、国内では本州以南に生息する森林性哺乳類の最大の種である。

ツキノワグマは地域的な減少が懸念されており、環境省のレッドデータブックでは四国等 5 つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定され、九州の個体群は絶滅したと考えられている。また、国際的には、ワシントン条約の附属書 I に掲載され、取引が規制されるとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では国際希少野生動物種に指定され、譲渡し等が規制されている。

このような状況のなかで、本県を含む東北地方はツキノワグマの生息拠点の一つとなっており、ツキノワグマの安定的な存続を図る上で重要な地域となっている。

本県においては、昭和 62 年度から平成元年度までの 3 か年の間に、ツキノワグマの生息分布、生息数、その他生息実態を総合的に調査し、平成 2 年 4 月に「ニホンツキノワグマ生息実態調査報告書」としてまとめたが、この調査結果では、本県のツキノワグマの個体群は安定型であり、推定年間出産頭数と捕獲数のバランスがとれていることから、短期の間に絶滅するおそれはないものとされている。

しかしながら、ツキノワグマは年によって繁殖率が大きく変動するため、捕獲数と生息域の適切な管理を行わなければ、本県でも生息状況が悪化するおそれがある。

近年では、中山間地域の人口減少や高齢化による人間活動の低下、餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加等により、全国的に多くの野生動物が生息域を拡大しており、ツキノワグマにおいても、市街地出没や農林業・人身被害等が発生し、人間との軋轢が増大している。

イ 計画策定の趣旨

このような状況の中、平成 11 年 6 月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が改正され、「保護管理」（Wildlife Management）という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、個体数管理とともに生息環境の整備や被害防除対策を含む総合的な対策を推進するため、平成 15 年 3 月に「ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 15～18 年度）（以下、1 次計画）を策定、平成 19 年 3 月には「第 2 次ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 19 年～24 年度）（以下、2

1 次計画)を策定、さらに平成25年3月には「第3次ツキノワグマ保護管理計画」(計画期間：
2 平成25～28年度)を策定した。

3 なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第
4 46号)の施行に合わせて計画を一部変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置づけ、第3次ツ
5 キノワグマ管理計画(以下「3次計画」という。)とした。平成29年3月には「第4次ツキ
6 ノワグマ管理計画」(計画期間：平成29年度～令和3年度)(以下「4次計画」という。)
7 を策定した。

8 1次計画においては、本県における第1期の計画として、県民の理解と協力の下に保護管理
9 対策を実施するとともに、モニタリング調査等の結果に基づく「ツキノワグマの出没に関する
10 注意報」の発表を実施、2次計画においては、生息動向調査手法の進化に伴う推定生息数の見
11 直しや捕獲上限数の毎年度の設定を実施、3次計画においては、春季捕獲の再開や管理年次の
12 見直しを実施、4次計画においては、推定生息数の見直しや狩猟期間の延長を実施したが、依
13 然としてツキノワグマによる人身被害や農業被害が続いている状況にある。

14 以上から、適切な保護・管理の一層の推進を図るため、「第5次ツキノワグマ管理計画」を
15 策定する。

16 17 2 管理すべき鳥獣の種類

18 本県に生息する野生のツキノワグマ(*Ursus thibetanus*)とする。

19 20 3 計画の期間等

21 (1) 計画期間

22 令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

23 24 (2) 計画の見直し

25 計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応
26 じて計画の見直しを行うこととする。

27 28 4 対象地域

29 県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区(日出島、三貫島)の地域を除く。

30 なお、北奥羽地域個体群については青森県及び秋田県にまたがるものであることから、相互の情
31 報共有を継続し、将来的には両県と連携し広域的に管理を進めていくことも検討する。

32 33 5 ツキノワグマに関する現状

34 (1) 生息環境

35 ツキノワグマの本来の生息地はブナ・ミズナラ等の広葉樹林である。本県における民有林(県
36 有林・市町村有林含む)の広葉樹面積は、昭和50年度には約449千haであったのに対し、平
37 成25年度は約373千haと減少したが、平成30年度には約384千haと近年は微増の傾向にあ
38 る。

1 国有林の広葉樹面積は平成 13～28 年まで約 178 千 ha とほとんど変化していない¹。また、奥
 2 羽山脈及び北上山地においては、原始的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林
 3 について、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」がそれぞ
 4 れ設定されている。

5 また、国では木材自給率 50 % 以上を目指しており、今後人工林の伐採地が増えることが予
 6 想されている。さらに、近年全国的に被害拡大が確認されているナラ枯れによるナラ類堅果の
 7 減少や開発行為等、ツキノワグマの生息地環境に大きく影響する事象もある。

8 一方、人とツキノワグマの緩衝域としての役割を果たしてきた里山周辺の森林は、近年は人
 9 の入り込みの減少や利用されなくなったこと等により奥山化し、ツキノワグマの良好な生息域
 10 となっている可能性がある。また、大型哺乳類の生息地となりうる耕作放棄地の面積も平成 17
 11 年の 12,574ha から平成 22 年は 13,933ha、平成 27 年には 17,428ha と拡大傾向にあり²、人と
 12 ツキノワグマの棲み分けがなされにくい状況となっており、中山間地の人口減少や高齢化に伴
 13 い、今後もこの傾向が続く可能性が高い。

14
 15 (2) 地域個体群の区分

16 環境省の提案する地域個体群の
 17 区分によれば、本県のツキノワグマ
 18 地域個体群は北上山地地域個体群
 19 と北奥羽地域個体群の 2 つに区分
 20 される。

21 本計画では、ツキノワグマにとっ
 22 て大きな移動障害になっていると
 23 考えられる馬淵川（平糠川）及び北
 24 上川をもって地域個体群の境界とし、
 25 以東を北上山地地域個体群、以
 26 西を北奥羽地域個体群と区分する
 27 （図 1）。



28
 29 図 1 地域個体群の区分

30 (3) 生息動向

31 ア 調査方法

生息動向に係る調査を下記により行った。

	2 次計画 (H19. 4～H25. 3)	3 次計画 (H25. 4～H29. 3)	4 次計画 (H29. 4～R4. 3)
調査	任意メッシュ	20 万分の 1 メッシュ	20 万分の 1 メッシュ
区画	※都市部等を除いた県域に	※岩手県鳥獣保護区等位置	※岩手県鳥獣保護区等位置
単位	ついて、稜線や沢筋等によ	図と同じ。都市部等を含む。	図と同じ。都市部等を含む。

¹ 出典：森林管理局統計

² 出典：「農林業センサス（岩手県）」

	り区分したもの 1区画面積：約600ha 総区画数：1,902区画 調査対象区画数：1,902区画	1区画面積：約2,484ha 総区画数：770区画 調査対象区画数：409区画	1区画面積：約2,484ha 総区画数：770区画 調査対象区画数：409区画
調査方法 (実施時期)	(a) 生息分布調査(H18) 対象：全県 内容：H14～H17の捕獲位置、目撃位置及び聞き取り情報等の集積 (b) 生息頭数調査(H18.4～6) 対象：(a)における生息域 内容：観察及び痕跡等の確認	(a) 生息分布調査(H22) 対象：全県 内容：H18.4～H22.3の捕獲位置、目撃位置及び聞き取り情報等の集積 (b) 観察調査(H22) 対象：(c)①実施区域 内容：観察及び痕跡等の確認 (c) 生息頭数調査(H21～H28) ① H21～H24 対象：全県 内容：全県総区画(770区画)における調査可能区画(409区画)の約15%(62区画)における大規模ヘア・トラップ*による個体識別調査 実施時期： 北奥羽：H21 北上山地(北部)：H22 北上山地(南部)：H24 ② H25～H28 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘア・トラップによる生息密度調査	(a) 生息頭数調査(H29～R3) ① H30～R2 対象：全県 内容：全県総区画(770区画)における調査可能区画(409区画)の約12%(50区画)における大規模ヘア・トラップによる個体識別調査 実施時期： 北奥羽：H30 北上山地(南部)：R1 北上山地(北部)：R2 ② H29～R3 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘア・トラップによる生息密度調査
個体数推計方法	上記(a)(b)結果及びH16年度内に県内の一部地域で実施したヘア・トラップ調査をもとにした統計処理	上記(c)①大規模ヘア・トラップ調査をもとにした空間明示型標識再捕獲モデルによるシミュレーション	上記(a)①大規模ヘア・トラップ調査をもとにした空間明示型標識再捕獲モデルによるシミュレーション

1

※ ヘア・トラップ調査について

有刺鉄線を利用したトラップでクマの体毛を回収し個体判別をすることで、クマ類の個体数を推定する方法。3年間でトラップを県内のクマ生息地をカバーするように設置し、1トラップ当たり3~4回の体毛の回収を行う。

シミュレーションは空間明示最尤法を用いる。トラップの利用状況から推定された個体の行動範囲から、個体数や分布のパラメータを探索的に変化させ、得られたデータと最も当てはまりの良いパラメータを採用することで、個体数の推定を行う。また、シミュレーションに当たっては、行動範囲の雌雄差、季節による体毛の回収率の変化等も考慮し、より当てはまりの良いモデルを採用している。

詳細は「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」 (<http://www.bear-project.org/>) を参照。

2

3

イ 生息分布

4

生息分布調査および観察調査による県内のツキノワグマの生息域は515区画となった。2次計画における調査とは使用区画単位が異なるため単純な比較はできないが、県北等の一部地域を除いて奥山から中山間地、里山への拡大の傾向がある。また、都市部等に近い場所にも出没地域が広がっており、人の生活域近くの山にもツキノワグマが生息する状況となりつつある(図2)。

5

6

7

8

9

10

地域個体群別の生息分布 (3次計画)

2,484ha/区画	総区画数	生息域		非生息域	
北上山地	474	342	(72.2)	132	(27.8)
北奥羽	257	173	(67.3)	84	(32.7)
計	731	515	(70.5)	216	(29.5)

11

注) 括弧内の数字は、総区画数に占める割合 (%) である。

12

2次計画 メッシュ換算値 ※5.4km×4.6km=24.84km²/区画=2,484ha/区画

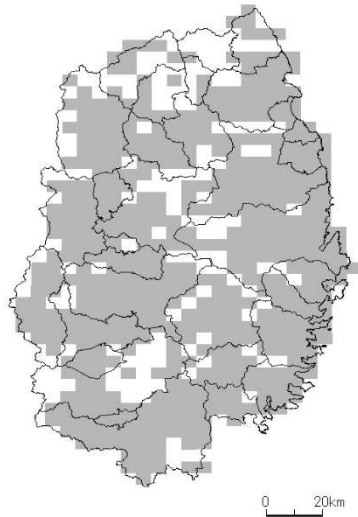
13

地域個体群別の生息分布 (2次計画)

600ha/区画	総区画数	生息域		非生息域	
北上山地	1,329	1,081	(81.3)	248	(18.4)
北奥羽	573	436	(76.1)	137	(23.9)
計	1,902	1,517	(79.8)	385	(20.2)

14

注) 括弧内の数字は、総区画数に占める割合 (%) である。



平成22年に実施した生息分布調査及び観察調査の結果を20万分の1メッシュ図に示した。着色のメッシュで生息が確認された。

図2 生息分布図

ウ 推定個体数

平成30年度から3か年かけて行った大規模ヘア・トラップ調査の結果、令和2年度末時点で、県内に生息する推定個体数はおよそ3,700頭と推計された。

4次計画開始時の推定生息数はおよそ3,400頭であり、約300頭増加しており、これは近年の出没数及び捕獲数の増加と傾向が合致している。

なお、2次計画における推定個体数は、およそ1,720頭(1,343～2,097頭)と推計されていたが、3次計画及び4次計画における個体数は、2次計画よりも精度の高い調査手法により推定されている。

しかし、野生生物の分布や個体数は短期的にも長期的にも変動し続けるという性質を持つこと(非定常性)、野生生物の分布や個体数、生存率や繁殖率等を正確に把握することは極めて困難であること(不確実性)等も考慮に入れる必要がある。

また、北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県にもまたがる個体群であるが、上記数値は岩手県内における個体数のみを記載している。

エ 地域別の推定個体数

(ア) 北上山地地域個体群

県内個体数は、およそ2,000頭(北上山地北部：中央値996頭、95%信頼区間629頭～1,589頭)(北上山地南部：中央値966頭、95%信頼区間646頭～1,439頭)と推定され、地域個体群の長期にわたる安定的な維持が図られる個体数と考えられるが、北上山地地域個体群ではアルビノ(白化)個体の出現が高い頻度で観察されており、地理的に他の個体群と分断された位置にあることから、遺伝的な多様性の低下が生じている可能性も否定できない。

(イ) 北奥羽地域個体群

県内個体数は、およそ1,700頭(中央値1,722頭、95%信頼区間：1,308頭～2,272頭)

と推定される。

(4) 捕獲状況

本県のツキノワグマ捕獲実績について、1次計画が施行された平成15年度から令和2年度までの捕獲数を整理した(表1)。

なお、交通事故等による死亡数は除外した。

表1 年度別捕獲数

捕獲区分	個体群名	性別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
春季	北上	雄											7	9	6	13	5	8	7	14	69
		雌											4	7	4	4	5	3	5	5	37
		不明											0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計											11	16	10	17	10	11	12	19	106
有害	北上	雄	43	17	26	64	36	41	62	55	32	98	103	121	54	125	106	110	155	169	1,417
		雌	18	22	16	39	17	12	27	21	9	29	29	46	24	52	44	54	48	90	597
		不明	0	0	0	2	0	0	4	1	0	0	10	2	3	2	3	2	2	9	40
		計	61	39	42	105	53	53	93	77	41	127	142	169	81	179	153	166	205	268	2,054
	奥羽	雄	16	23	9	77	20	22	31	49	41	90	43	84	16	103	72	53	93	122	964
		雌	6	9	2	42	11	11	10	30	10	50	13	40	13	44	38	17	39	47	432
		不明	3	0	0	17	2	2	10	5	11	22	3	21	4	2	4	7	15	3	131
		計	25	32	11	136	33	35	51	84	62	162	59	145	33	149	114	77	147	172	1,527
	計	雄	59	40	35	141	56	63	93	104	73	188	146	205	70	228	178	163	248	291	2,381
		雌	24	31	18	81	28	23	37	51	19	79	42	86	37	96	82	71	87	137	1,029
		不明	3	0	0	19	2	2	14	6	11	22	13	23	7	4	7	9	17	12	171
	小計	86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	314	114	328	267	243	352	440	3,581	
	狩猟	北上	雄	33	20	33	15	43	29	33	19	36	19	24	14	24	27	25	35	20	45
雌			13	9	18	13	23	19	20	11	15	22	14	11	11	9	17	27	20	40	312
不明			17	0	0	2	1	0	0	0	0	2	4	3	1	0	5	0	6	1	42
計			63	29	51	30	67	48	53	30	51	43	42	28	36	36	47	62	46	86	848
奥羽		雄	12	4	15	3	11	17	4	17	8	12	16	14	12	4	7	9	5	3	173
		雌	6	4	9	5	6	5	9	5	7	6	6	3	9	6	6	9	8	7	116
		不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	3	0	9
		計	19	8	24	8	17	22	13	22	15	18	24	18	22	10	14	18	16	10	298
計		雄	45	24	48	18	54	46	37	36	44	31	40	28	36	31	32	44	25	48	667
		雌	19	13	27	18	29	24	29	16	22	28	20	14	20	15	23	36	28	47	428
	不明	18	0	0	2	1	0	0	0	0	2	6	4	2	0	6	0	9	1	51	
小計	82	37	75	38	84	70	66	52	66	61	66	46	58	46	61	80	62	96	1,146		
全体	北上	雄	76	37	59	79	79	70	95	74	68	117	134	144	84	165	136	153	182	228	1,980
		雌	31	31	34	52	40	31	47	32	24	51	47	64	39	65	66	84	73	135	946
		不明	17	0	0	4	1	0	4	1	0	2	14	5	4	2	8	2	8	10	82
		計	124	68	93	135	120	101	146	107	92	170	195	213	127	232	210	239	263	373	3,008
	奥羽	雄	28	27	24	80	31	39	35	66	49	102	59	98	28	107	79	62	98	125	1,137
		雌	12	13	11	47	17	16	19	35	17	56	19	43	22	50	44	26	47	54	548
		不明	4	0	0	17	2	2	10	5	11	22	5	22	5	2	5	7	18	3	140
		計	44	40	35	144	50	57	64	106	77	180	83	163	55	159	128	95	163	182	1,825
	計	雄	104	64	83	159	110	109	130	140	117	219	193	242	112	272	215	215	280	353	3,117
		雌	43	44	45	99	57	47	66	67	41	107	66	107	61	115	110	110	120	189	1,494
不明		21	0	0	21	3	2	14	6	11	24	19	27	9	4	13	9	26	13	222	
総計		168	108	128	279	170	158	210	213	169	350	278	376	182	391	338	334	426	555	4,833	

1 ア 年間捕獲数

2 平成 15 年度から令和 2 年度までの 18 年間において、年間平均で約 269 頭（雄 173 頭、雌 83
3 頭、不明 12 頭）となり、全ての年度において雄が雌の捕獲数を上回っている。

4 個体群別で見ると、北上山地地域個体群は年間平均 161 頭、北奥羽地域個体群は年間平均
5 101 頭となり北上山地が上回るが、平成 18 年度、平成 24 年度には北奥羽で捕獲数が増加し、
6 逆転している。

7 また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、捕獲数はほぼ 5 年を周期とするクマの
8 大量出没と同調する傾向にあったが、近年はほぼ 1 年おきに大量出没が起きておりその年は捕
9 獲数が増加している（図 3、4）。

10
11 イ 有害捕獲数

12 平成 15 年度から令和 2 年度までの 18 年間において、有害捕獲は年間平均約 199 頭となっ
13 ている。

14 個体群別で見ると、北上山地地域個体群は年間平均 114 頭、北奥羽地域個体群は年間 85 頭
15 となり北上山地が上回るが、大量出没のあった平成 18 年度、平成 22 年度、平成 23 年度及び
16 平成 24 年度には北奥羽が逆転している。

17 平成 28 年度から令和 2 年度までの月別で見ると、有害捕獲数は 8 月が平均 109 頭と最も多
18 く、次いで 9 月が平均 64 頭となっている（図 5）。平成 15 年～23 年までのデータではツキ
19 ノワグマの被害が出始める 5 月～7 月と狩猟期前の 10 月～11 月は平均 5 頭前後だったもの
20 が、平成 28 年～令和 2 年までのデータでは 5～7 月の平均が 42 頭と、有害捕獲が早い時期か
21 ら行われる傾向があることから、ツキノワグマの里山への定着が示唆される。

22 また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、有害捕獲数の最少年は平成 7 年度の 14
23 頭であり、最多年は令和 2 年度の 440 頭となっているが、有害捕獲数は年間捕獲数と同調して
24 変動する傾向にある。さらに、平成 12 年度以前は、狩猟捕獲数を下回る傾向にあったが、平
25 成 13 年度以降は、逆に有害捕獲数が狩猟捕獲数を上回る状況となっており、特に大量出没年
26 でその傾向が顕著である。

27
28 ウ 狩猟捕獲数

29 平成 15 年度から令和 2 年度までの 18 年間において、狩猟捕獲は年間平均約 64 頭となっ
30 ている。平成 30 年度にツキノワグマの狩猟期間を延長して以降、年間平均は約 79 頭となっ
31 ており、狩猟による捕獲数の増加が認められる。

32 個体群別で見ると、北上山地地域個体群は年間平均 47 頭、北奥羽地域個体群は年間平均 17
33 頭となり、北上山地が上回り、その差は有害捕獲数よりも大きい。

34 狩猟捕獲数は、年間捕獲数や有害捕獲数のような周期的変動は見られない。

35 平成 12 年度までは狩猟捕獲数が有害捕獲数を上回る状況であったが、平成 13 年度の大量出
36 没による有害捕獲数の激増を契機に、それ以降平成 17 年度以外は常に有害捕獲が狩猟捕獲を
37 上回る状況となっており、差も広がる傾向にある。この要因としては、1 次計画が策定された
38 平成 15 年度以降、捕獲上限数を設定し、平成 15 年度～平成 24 年度まで必要に応じ狩猟自粛
39 要請を実施したことのほか、捕獲数の管理年次の始期を狩猟期としたことで狩猟自粛を行わな

1 くなった平成 25 年度以降も、狩猟捕獲数の増加が認められないことは、狩猟者登録数の減少
 2 や原発事故による野生鳥獣肉出荷制限等の影響もあるものと思われる。一方で総捕獲数は増加
 3 傾向にあり、ツキノワグマへの捕獲圧が狩猟から有害捕獲に転じていると言える。

4
 5 エ 春季捕獲数

6 平成 25 年度から再開した春季捕獲については、八幡平市及び西和賀町の 2 市町で実施され、
 7 捕獲数は年間平均 13.3 頭となっている。

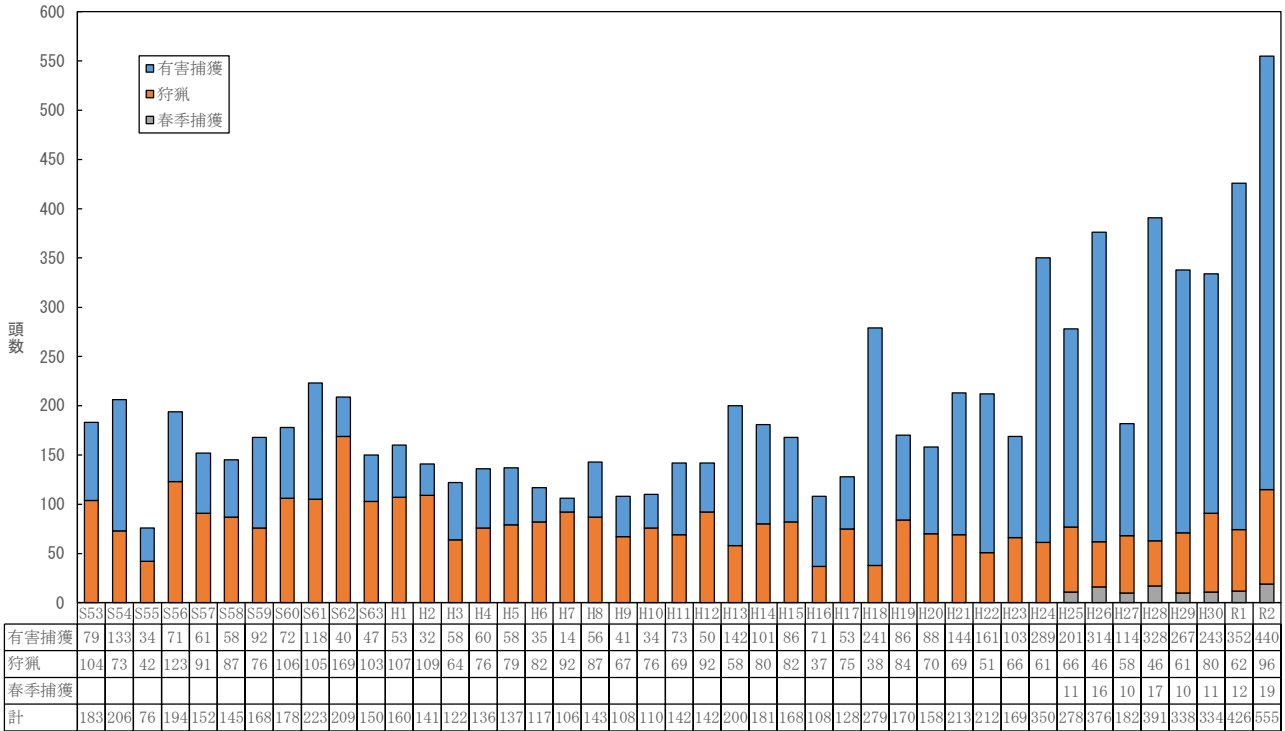
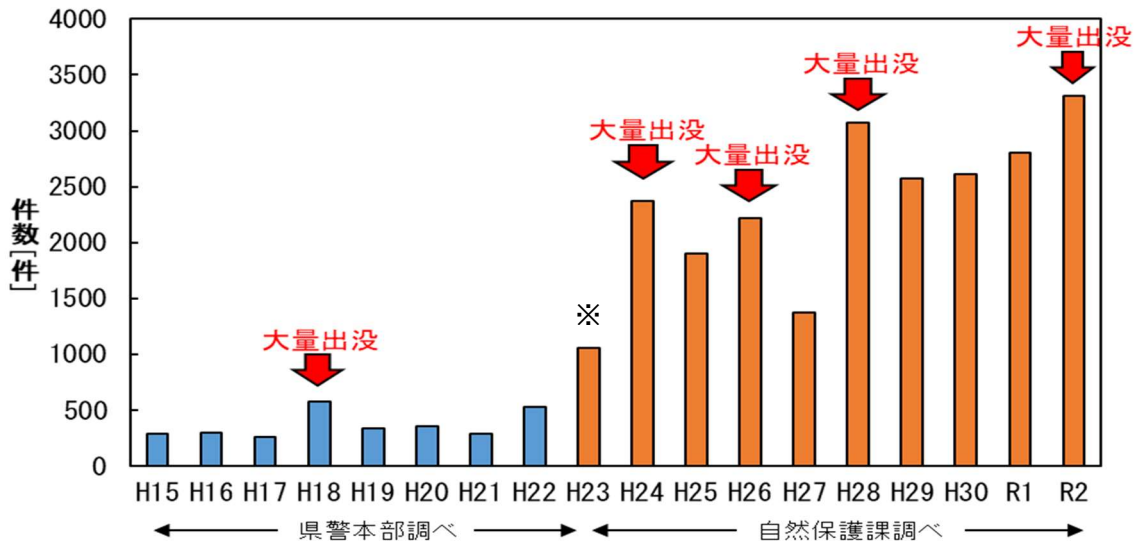


図 3 狩猟・春季捕獲・有害捕獲による年度別捕獲数



※平成 23 年 7 月分から調査方法を変更。
 ○平成 23 年 6 月分まで：岩手県警察本部調べ（各派出所に寄せられた情報をもとに集計）
 ○平成 23 年 7 月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）

図 4 年度別出沒件数

1

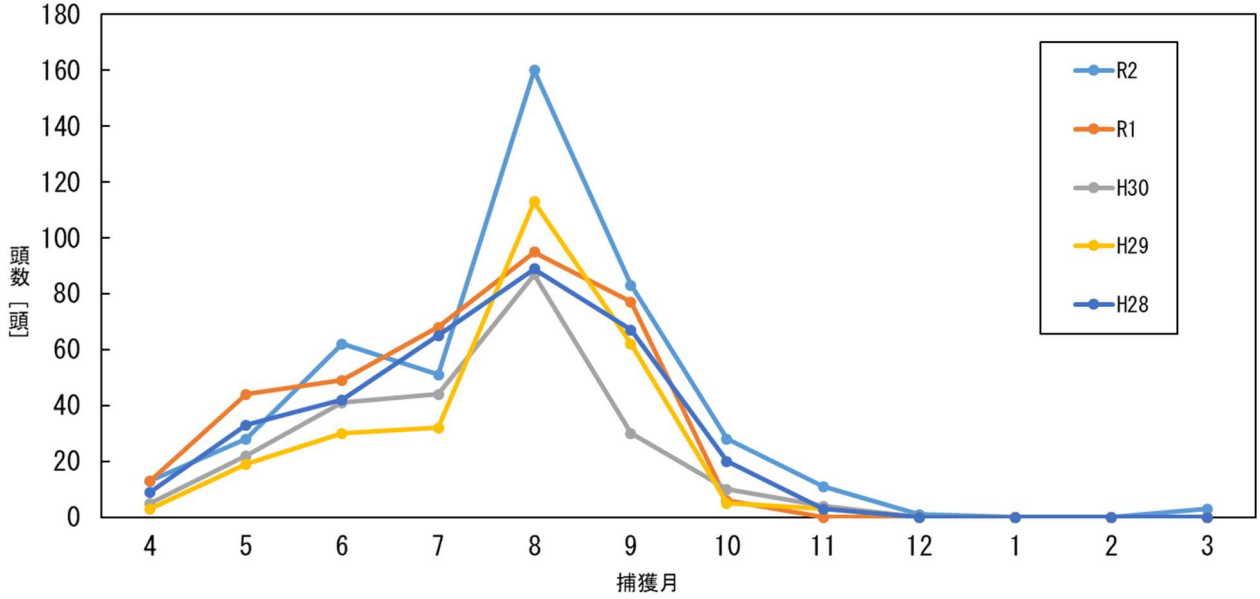


図 5 月別有害捕獲数

2

3

(5) 人身被害の状況

4

本県におけるツキノワグマによる人身被害について、記録が残っている平成5年度から令和2年度までの28年間の発生状況を集計及び分析した。

5

6

ア 発生件数

7

人身被害は毎年発生があり、年平均13件14名、最多発生年は令和2年の27件、最少発生年は平成8年の5件となっている(図6)。

8

9

このうち、死亡事故は、平成13年度及び平成21年度にそれぞれ1件(各1名)発生しており、累計では2件(2名)である。

10

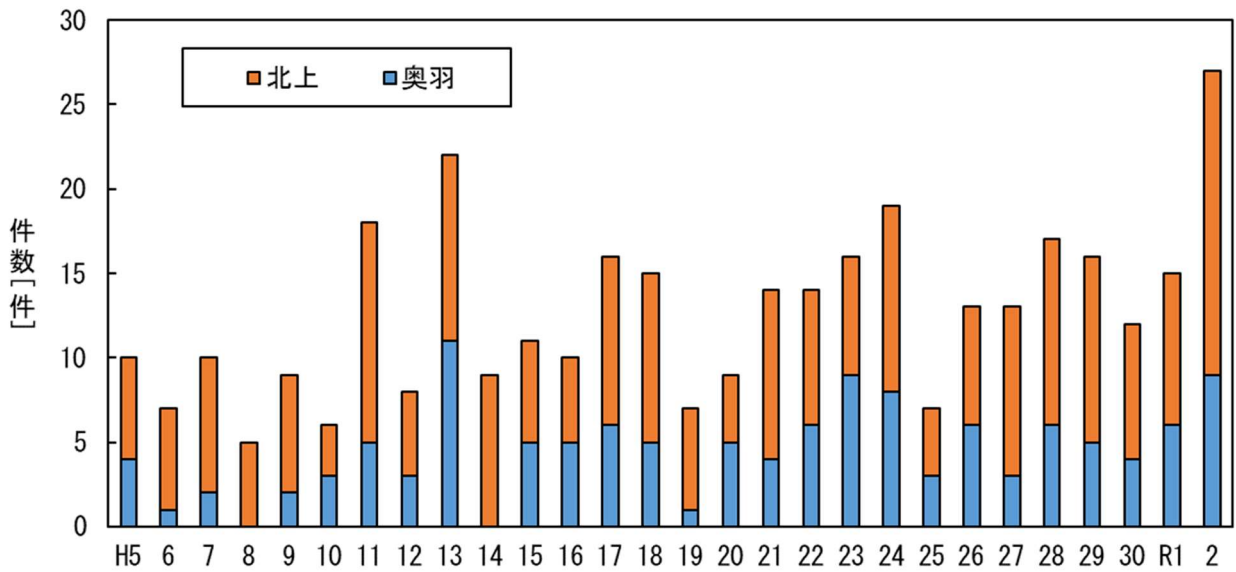


図 6 年度別人身被害発生件数

11

12

13

1 イ 発生場所

2 発生場所を地域別に見ると、北上山地が64%（237件）、北奥羽が36%（145件）、環境別
 3 ではツキノワグマの本来の生息地である山間地での事故が67%（238件）、人里での事故が
 4 32%（114件）となっており、全体の割合では北上山地の山間部での発生が46%と最も多く、
 5 全体の半数弱を占める（図7～9）。

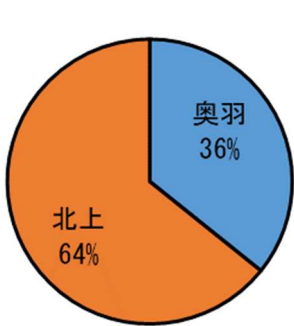


図7 地域別人身被害発生割合

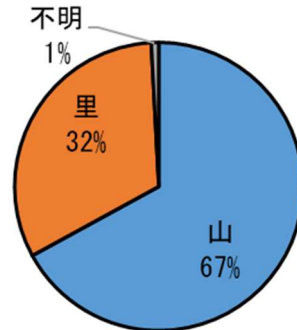


図8 環境別人身被害発生割合

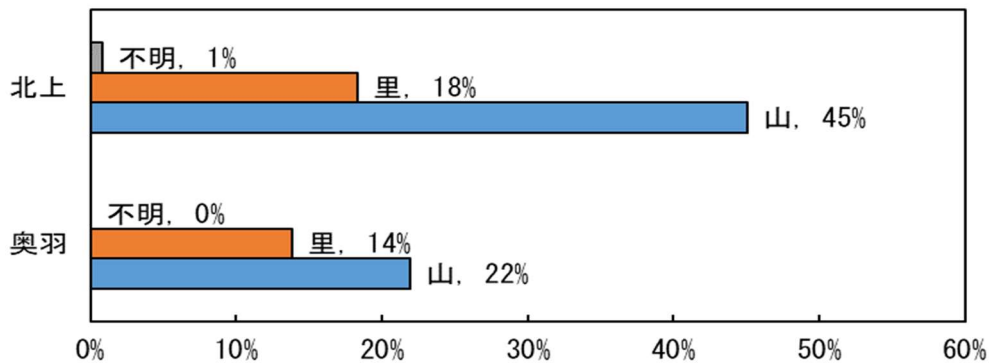


図9 地域ごとの環境別人身被害発生割合

6 ウ 発生時の状況

7 発生時の状況別で見ると、山間地では、山菜採り等（キノコ採り、釣り含む）が約6割を占
 8 め、人里では、農作業中や日常生活（散歩等）での発生が多い（図10～11）。

9 特に、人里での発生の場合、北奥羽では日常生活中、北上山地では日常生活に加えて農作業
 10 中の発生が多くなっている（図12～15）。

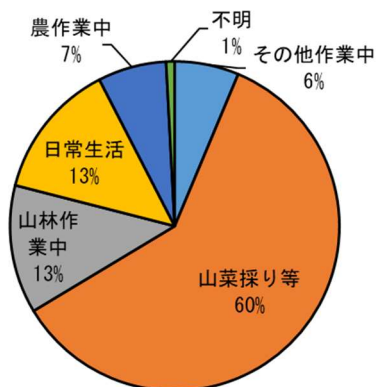


図10 山での被害発生状況

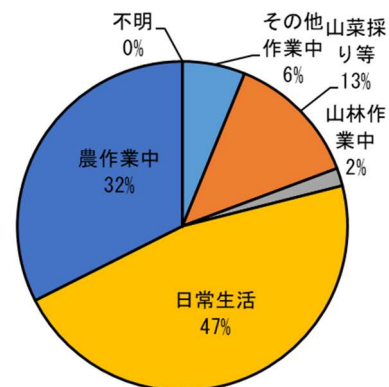


図11 里での被害発生状況

1

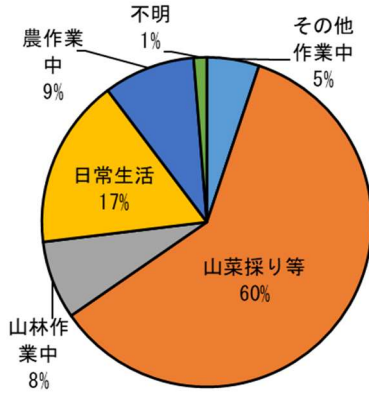


図 12 奥羽地域における山での被害発生状況

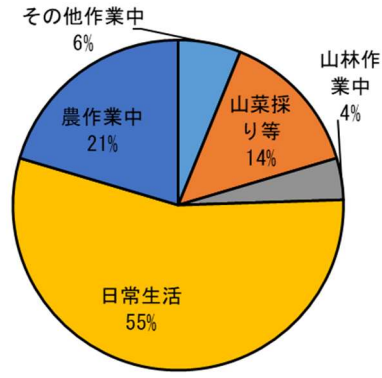


図 13 奥羽地域における里での被害発生状況

2

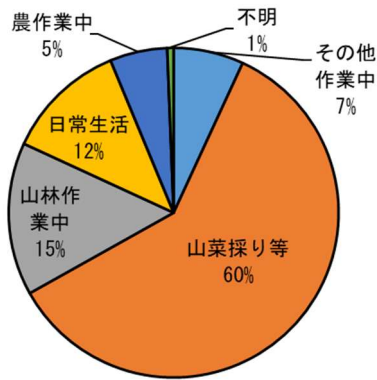


図 14 北上地域における山での被害発生状況

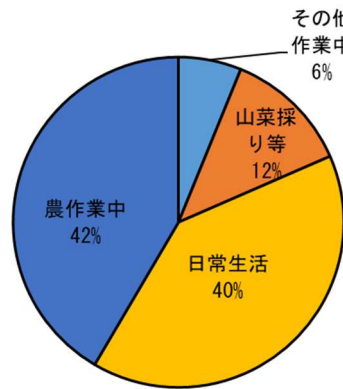


図 15 北上地域における里での被害発生状況

3

エ 発生時期

全体では5月、8月にピークが認められた（図 16）。

場所別でみると、人里では8月に最多となり、山間地では北奥羽は6月と10月に、北上山地は5月に大きなピークが認められた（図 17、18）。山間地の事故の発生は春季、秋季ともに人が山菜採りやキノコ採りで山林内に入る時期と重なっていると考えられる。

8

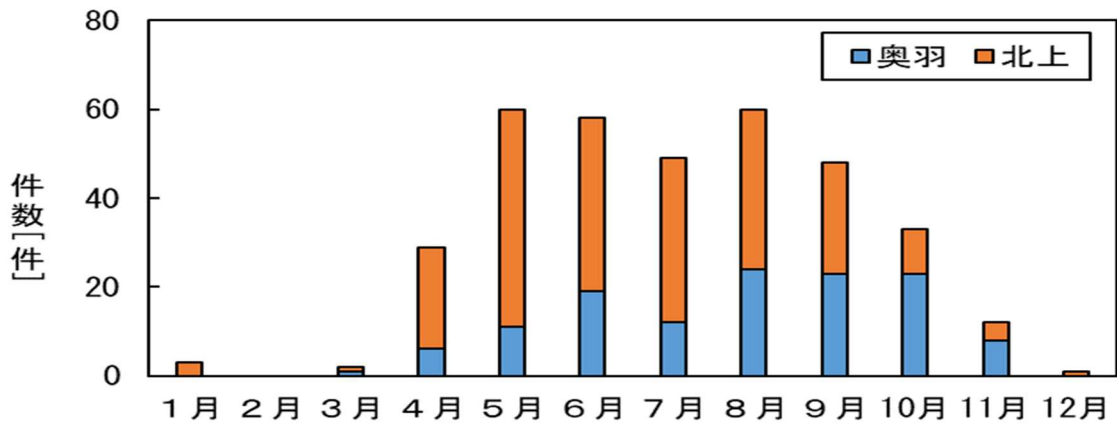


図 16 月別発生件数

9

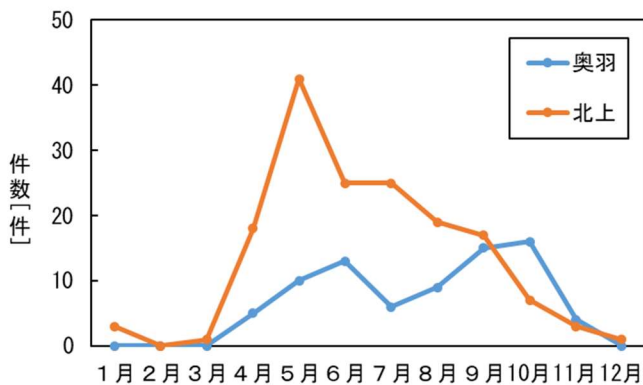


図 17 山での月別人身被害発生件数

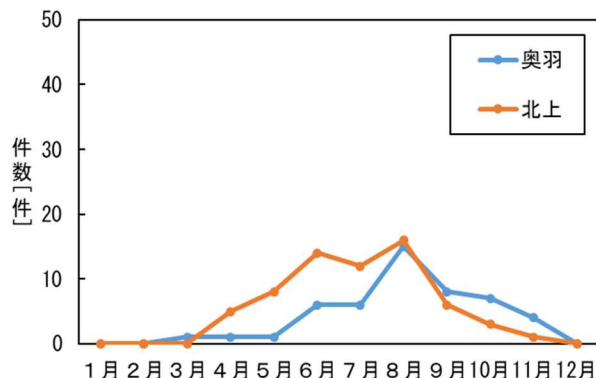


図 18 里での月別人身被害発生件数

- 1 オ 被害者の年齢と性別
- 2 最も多いのは、60代の男性であり次いで70代男性、50代男性の順に多い（図19）。

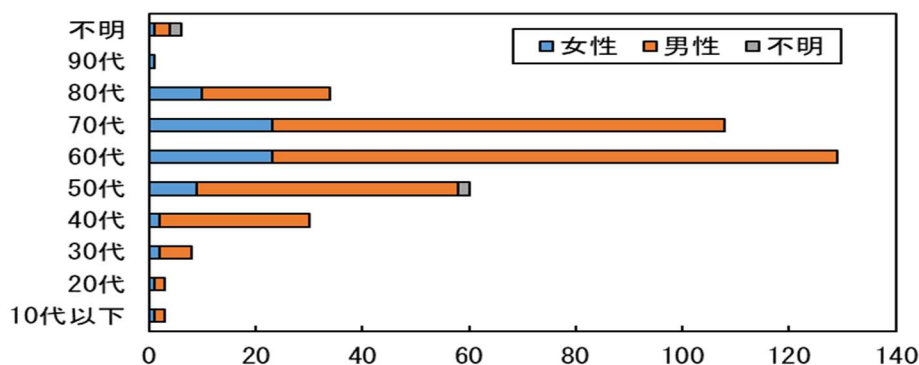


図 19 被害者の年齢と性別

- 3
- 4 カ 発生時間帯
- 5 平成5年度以降のうち発生時間帯を把握できた264件の内訳を見ると、午前10時前後が最も多く、次いで15時前後となっている（図20）。
- 6
- 7 また、その発生割合から、昼間の時間帯の人身被害は主に山間地で発生しており、早朝や夕方以降は人里での発生が増える傾向が認められた（図21）。
- 8

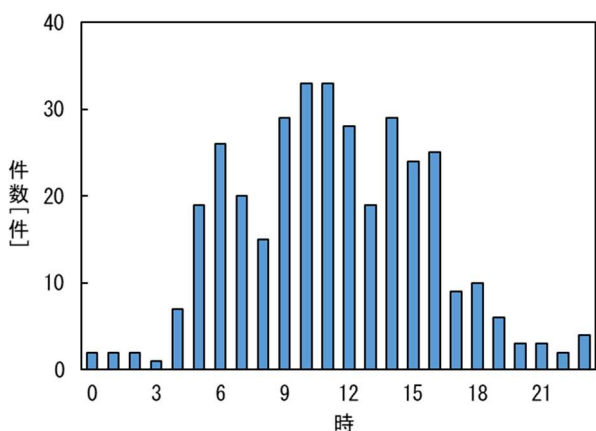


図 20 人身被害発生時間

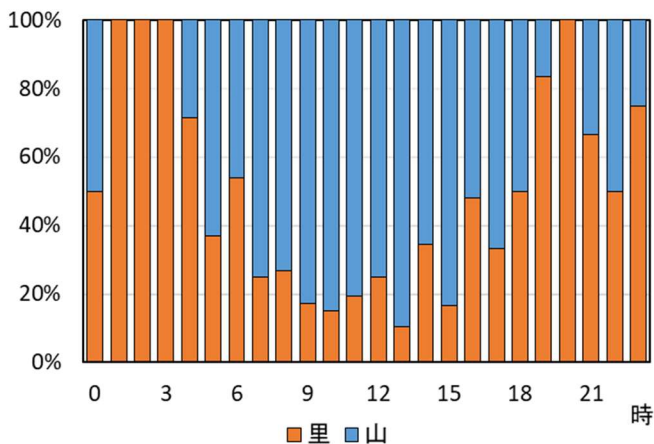


図 21 発生割合 (山・里)

1 (6) 農林業被害の状況

2 農業被害については、果樹（主にリンゴ）、野菜（主にスイートコーン）、飼料作物（主に
3 飼料用とうもろこし）及び養蜂等について発生しており、被害額は4,000万円台で推移してい
4 る（表2、図22）。

5 林業被害については、いわゆる「クマ剥ぎ」の被害が稀に報告されるのみである。

7 表2 農業被害発生状況

単位：ha、万円

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
被害面積	133	94	76	222	102	71	43	73	66	107	59	70	26	45	55	39	48	53
被害金額	1,925	1,908	671	4,617	2,315	4,830	4,391	3,980	4,738	7,287	5,466	5,031	2,477	3,467	4,232	4,206	4,427	4,806

※令和2年度は速報値

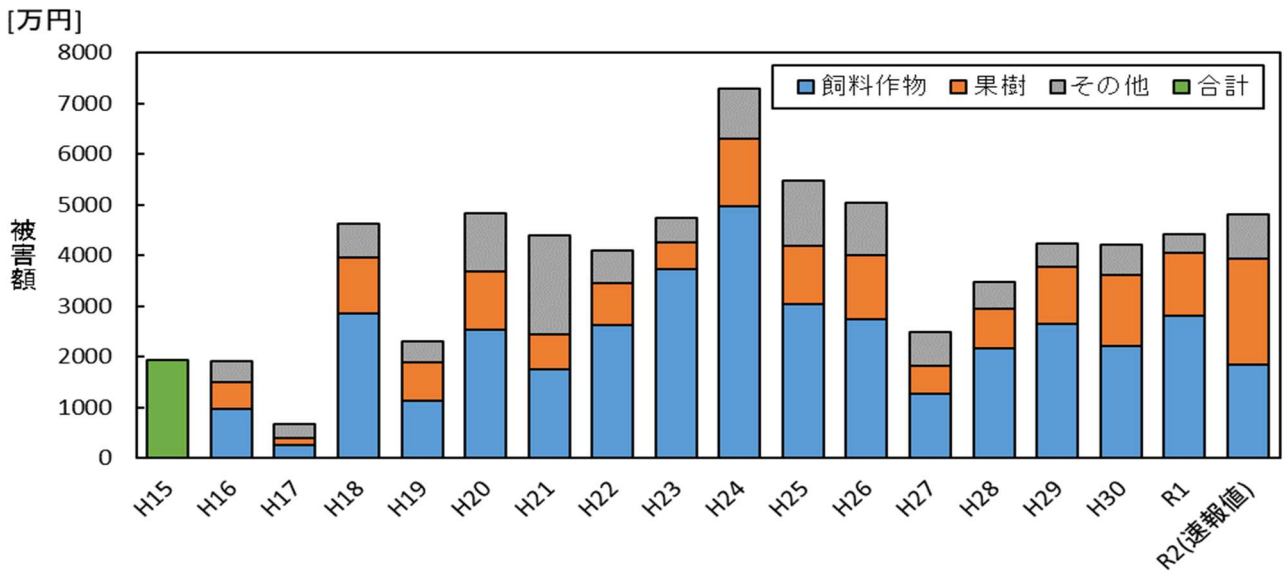


図22 農業被害額の推移

11 (7) 被害防除の取組状況

12 ア 人身被害防止

13 人身被害防止について、県では、ホームページ等の広報を活用し、ツキノワグマによる人身
14 被害を防止するための日頃の心構えや入山するときの心構えを示し、住民等への周知啓発を図
15 っている。

16 また、平成18年2月に全国に先駆け「ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領」を
17 定め、同年3月にはこれまでのモニタリング調査等の研究成果を基に、ツキノワグマの出没前
18 (冬ごもり中)に「ツキノワグマの出没に関する注意報(以下「注意報」という。)」を発表し、
19 関係機関との連携の下、人身被害の防止に努めた。

20 その後も、大量出没が見込まれる年(平成26年、平成28年、平成29年、令和元年、令和

1 2年、令和3年)には注意報を公表しているが、平成28年度には春先のクマの大量出沒の状
2 況等を踏まえて6月に要領制定後初となる「ツキノワグマの出沒に関する警報」を公表し、更
3 なる注意喚起を実施した。

4 また、ホームページに市町村等の取組を掲載する等、意識啓発の促進に取り組んでいる。

5 市町村においては、ツキノワグマが出沒した際における防災無線や広報車等での地域住民へ
6 の周知、広報誌やホームページ等による意識啓発の促進、児童等へのクマよけ鈴の配布等、そ
7 れぞれの市町村で独自の取組を実施している。

8 9 イ 農林業被害防除

10 農林業被害防除については、市町村等関係機関を通じて、農業者等に対し、廃棄農畜産物や
11 収穫残渣等の適正管理について周知徹底し、ツキノワグマを人里に誘引しないよう注意喚起を
12 図っている。

13 また、平成19年12月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に
14 関する法律」(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)が制定され、鳥獣による農林水産業等
15 に係る被害を防止するための市町村被害防止計画に基づき、必要な財政措置や援助等が受けら
16 れることとなったことから、電気柵の設置等のほか、環境整備や捕獲体制整備等の総合的な対
17 策が進められている*。ただし、同法律では市町村で被害防止計画を作成し、当該鳥獣の捕獲
18 許可権限の委譲に都道府県知事が同意すれば、捕獲許可権限が委譲されることとしているが、
19 ツキノワグマについては広域的な保護・管理の点から、被害防止計画で許可権限の委譲を求め
20 られた場合においても、委譲について同意しないこととしている。

※ 盛岡市猪去地区において、自治会が主体となり市が調整役となることで、平成19年か
ら自治会、岩手大学農学部、猟友会、市の官民学協働による緩衝帯整備、電気柵の設置及
び維持管理作業を実施。平成26年度、平成27年度にはクマの捕獲頭数は0となり、取組
を始めるきっかけとなった平成18年度はリンゴの食害が甚大であったが、平成26年度以
降の農作物被害は軽微となっている。

21 22 (8) モニタリング調査

23 ア 捕獲個体調査

24 捕獲個体の有効利用と管理計画へのフィードバックを目的として、平成10年から平成26年
25 まで、捕獲個体の基礎情報の集積、繁殖状況、薬剤耐性菌保有状況等の分析調査を実施した。

26 (ア) 年齢及び体格等

27 平成10年度から平成23年度の14年間に捕獲された個体のうち、個体情報が収集でき
28 た計2,272頭(北上山地個体群1,432頭、北奥羽個体群840頭)を対象として、性別、体
29 格等の情報について集計した結果、近年捕獲される個体は、若齢小型化する傾向にあり、
30 有害捕獲が多くなる8月～9月には、高齢で痩せた雄が多く捕獲される傾向がみられた。
31 雌では、個体群間の体格差が見られるとともに、冬期間の体重が大幅に減少する傾向にあ
32 った。

33 (イ) 薬剤耐性菌保有状況

34 人間生活圏への依存度を示す指標とされる薬剤耐性菌の保有状況については、215検体
35 (雄125、雌88、不明2)について実施した結果、検出率は全体の15.8%となり、調査対

象個体の約1割強が人間生活圏に強く依存した個体であったことが示唆された。また、雌（11.4%）よりも雄（19.2%）で検出率が高く、捕獲された地域間で検出率に差が認められたことに加え、大量出沒翌年の捕獲個体での検出がない等の結果から、出沒頻度と人里近隣への定着との関連性が示唆された。

イ 堅果類豊凶状況調査

ツキノワグマの出沒予測及び注意報等発表の判断に資するため、ツキノワグマの出沒と密接に関連するとされるブナ等堅果の豊凶状況について、平成17年度～25年度までシートトラップによる調査、平成26年度からは目視調査を実施しており、この調査結果を基に注意報を発表した（表3）。

表3 ブナ豊凶状況及び注意報等発表状況

	ブナ豊凶	有害捕獲（頭）	人身被害（件）	注意報等状況
H17	豊作	53	16	
H18	皆無	241	15	注意報発表
H19	凶作	86	7	
H20	凶作	88	9	
H21	凶作	144	14	
H22	皆無	161	14	
H23	凶作	103	16	
H24	皆無	289	19	
H25	豊作	201	7	
H26	凶作	314	13	注意報発表
H27	豊作	114	13	警戒情報発表※
H28	不作	328	17	注意報・警報発表
H29	不作	267	16	注意報発表
H30	並作	243	12	
R1	不作	352	15	注意報発表
R2	不作	440	27	注意報発表

※冬眠明けが早まることが予想されたことから発表したもの。

(9) 春季捕獲

平成25年度から実施している春季捕獲は、捕獲と併せて痕跡調査等を行っているが、捕獲されなかった目撃個体も多数存在しており、それらについて人への警戒心を付与する効果が期待される。平成26年度は全国的にクマの大量出沒年となっており、本県においても出沒報告件数が多い年であったが、西和賀町においては前年度と出沒報告件数にほぼ差がなく、八幡平市においては前年度よりも減少が認められた（表4、図23）。

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
八幡平市	捕獲数	6	12	8	12	5	6	8	12	
	目撃数	成獣	2	6	7	12	3	5	3	4
		幼獣	0	1	2	5	1	1	0	0
	踏査距離 (km)	53	35	35	54	98	95	180	114	
西和賀町	捕獲数	5	4	2	5	5	5	4	7	
	目撃数	成獣	5	12	6	18	25	5	1	7
		幼獣	2	0	1	9	3	0	10	2
	踏査距離 (km)	109	97	66	268	284	73	63	43.5	

表 4 春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況

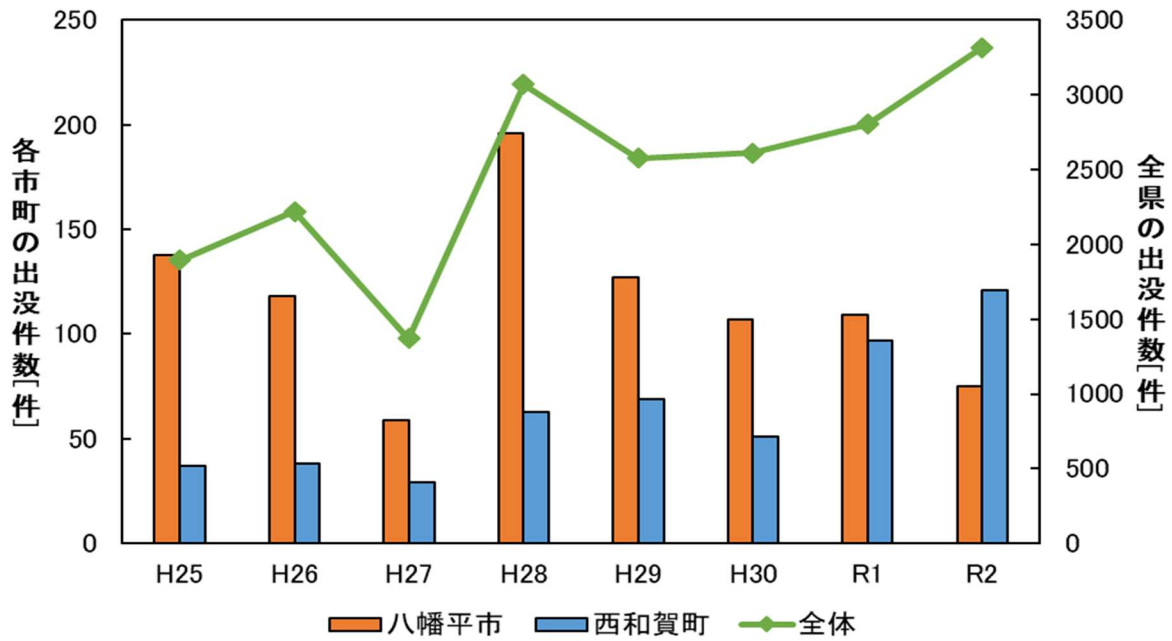


図 23 春季捕獲地域の年間出沒状況

3 (10) その他の取組状況

4 ア 学習付け移動放獣

5 ツキノワグマの非捕殺的な侵出防止対策を確立するため、平成 10 年度から平成 12 年度に
 6 かけて、学習付け移動放獣の実験調査を行い、その被害再発防止効果を検証し、平成 13 年 3
 7 月にまとめられた「ツキノワグマ保護管理対策事業報告書ー移動放獣技術マニュアル」(以
 8 下「移動放獣マニュアル」という。)に基づき、移動放獣が可能な個体については、移動放獣
 9 を実施している。

11 イ GPS テレメトリー調査

12 生息環境管理および被害対策防除の施策検討に資する基礎的資料とするため、平成 29 年か
 13 ら令和 2 年にかけて、雫石町内の集落周辺で捕獲された 14 個体(雄 6 個体、雌 8 個体)につ
 14 いて GPS テレメトリー調査を実施した。GPS による位置情報から、夏季には多数の個体(92.9%)
 15 が集落付近の山地に滞在する一方で、秋季には集落付近から離散する(最大で約 40km)傾向

1 が見られ、一部の個体（64.3%）については岩手、秋田両県の往来が確認された。

3 6 管理の目標

4 (1) 基本目標

5 本県における人とツキノワグマの緊張感ある共存関係を構築するため、以下の目標を定める。

6 ア 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減

7 イ 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持

9 (2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

10 管理の実施に当たっては、「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」、「モニ
11 タリング」に総合的に取り組む。特に人身被害及び農林業被害等の防止に関しては、有害捕獲
12 のみに頼るのではなく、防除対策や生息環境整備等総合的な対策を講じることで、再発防止に
13 努める。

14 なお、ツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を構築するため、狩猟が果たしている役割
15 を評価するとともに、ゾーニング（区域分け）等による棲み分け³を図り、総合的な取組への県
16 民の理解を得られるよう積極的に普及啓発を行う。

17 また、科学的なモニタリングと分析を実施し、その結果をフィードバックすることにより、
18 より効果的な施策推進に努め、必要に応じ見直しを行う。

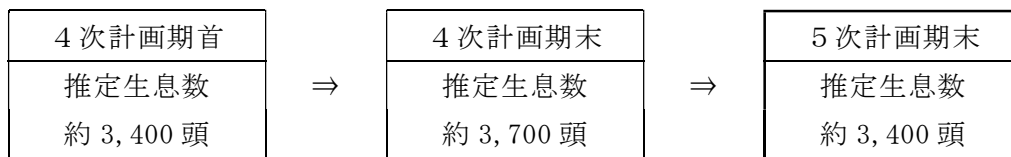
20 7 管理の実施

21 基本的目標の達成のため、下記の施策を実施する。

22 (1) 個体数管理

23 地域個体群を単位とした生息状況等を勘察し、地域個体群の維持を目標に個体数管理を下記
24 のとおり実施する。

25 4次計画では、計画策定時点における県内の推定生息数が約3,400頭であったことを踏まえ、
26 本計画期末時点においても県内の生息数を約3,400頭とすることを目安として、狩猟等の捕獲
27 による個体数管理を進める。



29 ア 捕獲数の管理

30 (ア) 管理期間

31 捕獲数の管理は、4月1日から翌年の3月31日の1年間ごとに行う。

32 (イ) 捕獲上限数の設定

33 捕獲上限数は、地域個体群ごとに、「ツキノワグマ管理検討委員会」において、次の事
34

³ 別々の種が、干渉しあうことなく空間的に別の場所で生息すること。この場合は、空間的のみならず、時間的、生態的（生活上）において人とクマが別々に生息（生活）することを指している。

1 項を勘案の上、毎年度設定する。

- 2 a 推定生息数
- 3 b 生息分布
- 4 c 農林業被害の発生状況
- 5 d 前年度までの捕獲数
- 6 e 前年度までの捕獲上限数
- 7 f 餌となる堅果類の豊凶状況
- 8 g その他自然的社会的状況

9 また、大量出没が数年に1度の頻度で発生し、それに伴い捕獲数の変動が大きいことから、単年ごとの捕獲上限に加えて、複数年単位での捕獲上限数の設定について検討委員会
10 において検討する。

12 (ウ) 捕獲数の把握

13 捕獲上限数の設定による個体数管理においては、捕獲数の迅速な把握と周知が必要となる
14 ことから、図 24 により地域個体群ごとの捕獲許可による捕獲又は狩猟による捕獲の数を
15 常に把握する。

16 (エ) 捕獲自粛要請

17 それぞれの地域個体群ごとの有害鳥獣捕獲と狩猟による合計捕獲数が捕獲上限数を上
18 回らないよう、市町村、狩猟者、農林業者等の関係者に対し協力を要請することとし、捕
19 獲数が捕獲上限数に達することが予測されるとき又は達したときは、捕獲関係者等に対し
20 捕獲の自粛を要請する。

21 ただし、有害捕獲については、その必要性を十分検証した上で実施できることとし、可
22 能な限り追払いや放獣等の非捕殺による方法を検討する。

24 イ 県による捕獲許可の方針

25 ツキノワグマの捕獲許可については、被害を効果的に防除するために必要最小限の範囲で許
26 可することとし、地域個体群を長期にわたり安定的に維持するという観点から、その必要性に
27 ついて十分に審査した上で、被害防除に直結する効果的な捕獲が行われるよう配慮する。

28 このため、捕獲許可に係る基本的な考え方を次のとおりとする。

29 (ア) 捕獲についての方針

30 ツキノワグマが、人や農畜産物等への害性を現すときは、原則として追払いの方法によ
31 り対応する。

32 ただし、次に掲げるような場合にあっては、捕獲（捕殺を含む。）することを認める。

- 33 a 人の生命又は身体（以下「人身」という。）に対する危害の防止を目的とする場合（原
34 則として、人身への危害が現に発生し、又は発生する可能性が非常に高いとき）
- 35 b 農林業被害等の防止を目的とする場合（原則として現に被害を受け、捕獲等の措置以外
36 に、被害を防ぐ有効な手段がないとき）

37 (イ) 許可の制限

38 予察的な捕獲は許可しない。

39 (ウ) 区域

必要最小限の区域とし、原則として、人家、田・畑・果樹園等の農地及び養蜂箱設置箇所等直接の人的、物的被害発生地並びにそれに隣接した地域に限定する。

(エ) 期間

30日を限度とする。ただし、特例許可⁴については90日を限度とする。

(オ) 頭数

被害防除の目的を達成するための必要最小限度の頭数とする。

(カ) 方法

銃器又は箱わなによる。

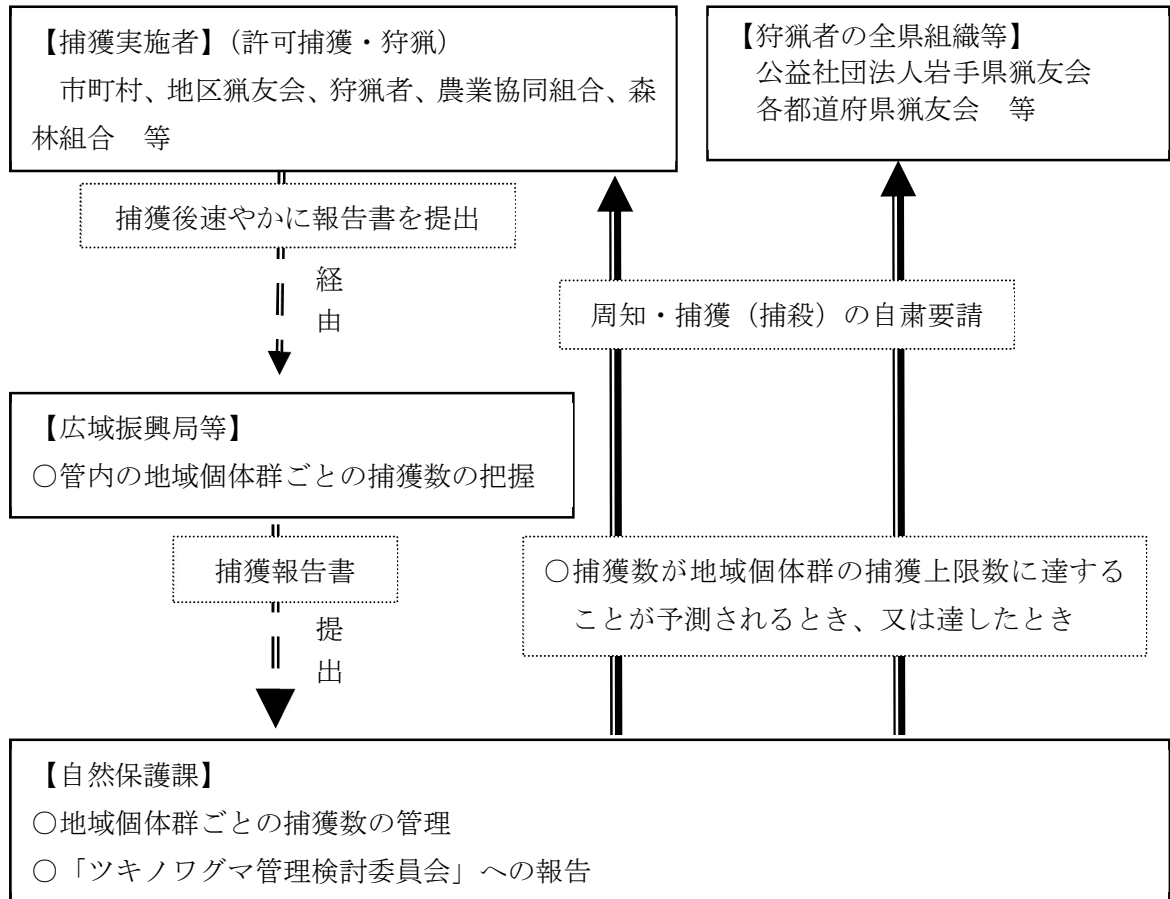


図 24 個体数管理の流れ

ウ 狩猟期間の延長

冬眠前及び冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図ることを目的に、ツキノワグマの狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

(延長前) 11月15日から翌年2月15日まで

(延長後) 11月1日から翌年2月末日まで

エ 春季捕獲

⁴ 緊急時等の円滑な対応と許可事務手続きの簡素化を目的として、市町村ごとの配分頭数を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う捕獲許可のこと。

1 春季における捕獲は、伝統的な猟法の存続による狩猟技術の維持、狩猟資源の持続的な利用
2 による個体数調整、銃器による追払い効果による被害の抑制等の効果が期待できる。それらの
3 観点から、地域及び期間を限定して春季捕獲を認めることとし、今後、実施地域の拡大につい
4 て検討する。

5 また、許可をする場合には下記の条件を付す。

6 (ア) 穴グマ猟は禁止する。

7 (イ) 親子連れの捕獲は親子とも認めない。

8 (ウ) 捕獲隊を編成して実施し、持続的利用のため生息状況調査等を実施する。

9 (エ) 許可の期間は3月15日から5月14日までのうちで必要と認められる期間とする。

10 11 オ 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理

12 (ア) 人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要
13 すると認められる場合の捕獲許可事務については、次に掲げる項目に該当する場合に限り、
14 「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」（平成11
15 年岩手県条例第62号）により処理する。

16 a 日常生活の範囲内で人身に対する危害が発生した場合（山菜等の採取その他の行楽、測
17 量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）

18 b 人家又はその敷地内に侵入している場合

19 c 学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内に侵入してい
20 る場合

21 (イ) 市町村は、捕獲許可した事案について事後に県に報告するものとし、県は「ツキノワグ
22 マ管理検討委員会」において必要に応じ当該許可事案について検証する。

23 (ウ) 「ツキノワグマ管理検討委員会」での検証の結果、適切な業務の執行を図るうえで必要
24 があると認める場合には、県は市町村に対し助言等を行う。

25 26 カ 放獣

27 地域住民の理解及び放獣対象地等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体につ
28 いては、可能な範囲において柔軟に放獣について検討する。

29 放獣体制の整備については、放獣適地の検討等、放獣地確保の取組を実施する。また、問題
30 個体を特定し、選択的に捕獲することが人間との軋轢の軽減に有効であることから、捕獲経験
31 のある個体を判別するための個体標識や捕獲時の適切な学習付けを行う技術者の確保等につ
32 いて関係者間で検討する。

33 34 (2) 生息環境管理

35 地域個体群の維持と、人とツキノワグマの「棲み分け」を図るため、良質な広葉樹林の保全
36 や、ゾーニングに応じた環境づくりを中長期的な観点から進める（図25）。

※ ゾーニングとは、単に区域分けをするものではなく、「それぞれの環境においてど
のような対策を行うことが適切か」を関係者間の共通認識とするため、地域を大まかに「ツキノワグマの生息域」「緩衝域」「人の生活域」のように分類するもの。

1 ア 「ツキノワグマの生息域」における環境管理

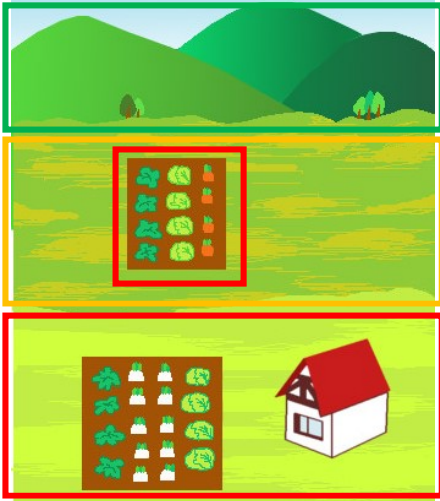
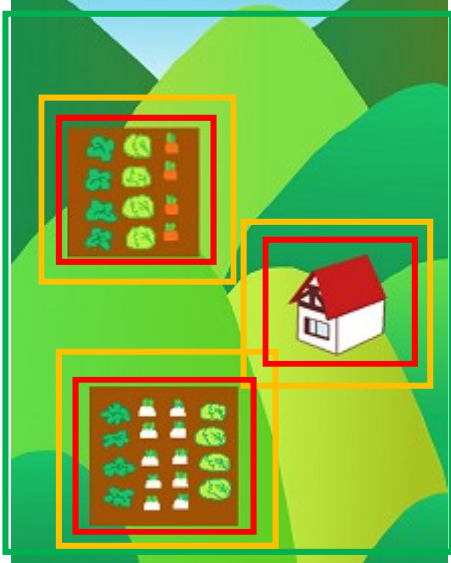
概要	イメージ図
<p>【パターン1】</p> <p>ツキノワグマの生息域（奥山）、緩衝域（里地里山）、人の生活域（農耕地や人の居住地）が階層的に存在する。緩衝域に、農耕地等の人の生活域が点在する場合もある。</p>	
<p>【パターン2】</p> <p>ツキノワグマの生息域（奥山）の中に集落があり、農耕地や居住地等の人の生活域が混在する。緩衝域は人の生活域の周辺の非常に狭い地帯となる。</p>	
<p>凡例： …生息域、 …緩衝域、 …生活域</p>	

図 25 ゾーニングパターン例

2 ツキノワグマと人との軋轢を解消するためには、本来の生息域がツキノワグマにとって住み
 3 よい状態で保全されている必要がある。これらの環境を復元し、保全・維持していくため、以
 4 下の取組を推進する。

5 (ア) 生息地の環境保全

6 国立・国定及び県立自然公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、鳥獣保護区等
 7 については、ツキノワグマの餌資源が豊富な環境であることを踏まえ、その保全や復元等
 8 的確な管理に努める。さらに生育不良な人工林については、「いわての森林づくり県民税」
 9 を活用した針広混交林への誘導等環境保全整備を推進する。

10 (イ) 生息域の連続性の確保

11 国有林においては奥羽山脈や北上山地における「緑の回廊」の設定、民有林においては
 12 国有林の緑の回廊を補完するために「民有林緑の回廊」を設定し、その連続性を確保する

とともに、自然植生の保全の推進に努める。

イ 「緩衝域」「人の生活域」における環境管理

ツキノワグマによる農業被害及び人身被害を未然に防ぐためには、人の生活圏へのツキノワグマの侵入を阻止するとともに、お互いの生活圏が近接しない環境をつくる必要がある。「クマの生息域」と「人の生活域」の境界に位置する「緩衝帯」としての役割を果たしてきた里山の利用形態が衰退・変化する中、その環境を再構築するため、市町村及び地域と連携して以下の取組を推進する。

(ア) 緩衝帯の整備

人家や耕作地周辺の森林や耕作放棄地等は、ツキノワグマの分布域や侵入路となりうることから、除間伐や刈り払い等の林内整備によって見通しを良くし、緩衝帯として整備、維持することによりツキノワグマの出没しにくい集落環境をつくる。

また、河畔林や段丘林等のうち、「人の生活域」への移動経路となるおそれがある箇所については、緩衝帯として整備し、ツキノワグマの出没を防止する。

その際、リス、ヤマネ等の樹上性小型哺乳類の移動路が確保されるよう配慮する。

(イ) 誘引物の除去等

集落等において、農畜産物や廃果、生ゴミ等、ツキノワグマを誘引する要因を検証し、可能な限り移動や除去等により適切に処理するとともに、柿や栗等の庭先果樹についても、収穫の徹底や幹へのトタン巻き等によりツキノワグマを寄せ付けない対策を講じる。

(3) 被害防除対策

人身被害及び農林業被害の発生を回避するため、盛岡市猪去地区を始めとした優良事例を調査・分析するとともに、その事例を紹介し、情報発信を強化する。併せて、ゾーンごとに被害の発生状況や発生要因を踏まえた適切な対応に努める。

また、市町村及び関係機関の主体的な取組を促進するとともに、地区管理協議会を中心として関係機関が連携して生態及び生息動向等に関する情報を共有しながら、地域の実状に即した効果的な手法について検討し、実施する。

ア 人身被害防除

ゾーニングに応じて次のような対策を推進する。

(ア) 「ツキノワグマの生息域」における人身被害の回避

ツキノワグマの本来の生息地であり、基本的には入山者等の自己防衛が必要であることを踏まえ、市町村や関係機関と連携して次のような取組を実施する。

a 自己防衛意識の啓発

山でツキノワグマに遭遇しないため及び遭遇した場合の心構え等について、各種媒体を通じて周知し、自己防衛意識の啓発を図る。

b 誘引物の除去等

登山道、野外施設等では生ゴミ等を残さないよう入山者に対して意識啓発を図るとともに、山地にある観光施設等については施設管理者に対して生ゴミ等の適切な処理を行うよう指導する。

1 c 出沒情報の周知

2 地域の出沒情報についてホームページ等により広く周知する。

3
4 (イ) 「緩衝域」における人身被害の回避

5 人とツキノワグマとの不慮の遭遇等の可能性が高い地域であることを踏まえ、ツキノワ
6 グマの出沒を抑止するよう次のような対策を講じる。

7 a 誘引物の除去等の促進

8 不要な柿や栗等の放置果樹はできるだけ伐採する。伐採が困難な場合には、電気柵の設
9 置等によりクマを寄せ付けない対策を講じるか、早期に摘果を行う。

10 b 出沒防止対策の促進

11 地域実状を十分考慮した上で鳥獣駆逐用煙火等による追払い等を実施し、ツキノワグマ
12 の学習効果を活用した防止対策を講じる。

13 人の生活域への侵入防止のため、刈払い等による移動経路の遮断や侵入防止柵の設置等
14 の対策を講じる。

15 c 出沒情報の周知

16 地域住民に広く情報提供を行い、被害防止に係る普及啓発を図る。

17 d 迅速な対応

18 ツキノワグマが出沒した場合には、市町村、警察及び地元猟友会等の関係機関との連携
19 により、被害の発生又は拡大防止のため必要な手段を講じる。

20
21 (ウ) 「人の生活域」における人身被害の回避

22 人間活動の活発な市街地であることを踏まえ、市街地等出沒時対応マニュアルに基づき、
23 人命の保護を第一として各関係機関の協力の下対応する。

24 a 誘引物の除去等

25 庭先果樹や家庭菜園についても利用しない場合の早期摘果及び農畜産物の残渣や家庭の
26 残飯等生ゴミの適切な管理や除去を行う。

27 屋外やツキノワグマが侵入できる納屋に果物、穀物、ペットフード等の食料を保管、放
28 置しない。

29 b 危機要因の排除

30 ツキノワグマが市街地に出沒し人身被害の危険性が高い場合には、警察等関係機関が連
31 携の上、出沒個体の追払いや捕獲、住民の避難誘導等、速やかに住民の安全を確保する。

32 c 出沒情報の周知

33 防災無線等により地域住民に対して速やかに情報提供し被害防止を図るとともに、二次
34 被害の拡大を防止する。

35 d 再発防止及び未然防止

36 市街地出沒の侵入を回避するため、関係機関の協力によりツキノワグマの移動路や誘引
37 物の有無等を検証し、必要に応じ刈り払い等の環境整備を実施する等、ツキノワグマの人
38 の生活域への侵入を遮断するよう努める。

39 e 出沒時対応訓練

1 ツキノワグマが市街地等に出没した場合に備え、各関係機関の役割を明確化し、麻酔等
2 による不動物措置が迅速に実施できるよう関係機関を対象とした対応訓練を実施する。

3
4 イ 農林業被害の防除

5 農林業被害防除については、市町村を主体として、以下の対策を推進する。

6 (ア) 被害状況の把握

7 効果的な被害防除技術に資するため、被害の実態把握に努め、被害発生状況、発生ゾー
8 ン及び発生メカニズムの分析等に必要な情報の共有を図る。

9
10 (イ) 防除対策の実施

11 a 効果的な防除方法及び技術情報の収集及び指導

12 農業被害においては電気柵や鳥獣駆逐用煙火による追払い等地域実状に応じた効果的な
13 技術情報等の収集に努める。特に電気柵については、より効果が発揮されるよう適切な設
14 置を促進する。

15 b 地域ぐるみの取組の促進

16 地域内において個々に被害対策を行っても防除の効果は低いことから、地域全体で防除
17 対策を推進できるように努め、併せて活用可能な事業等の情報を共有する等、地域ぐるみ
18 の取組を支援する。

19 なお、鳥獣被害防止特措法による被害防止計画を作成する際には、本計画との整合性を
20 図る。

21 c 出没防止

22 地域の環境整備により、ツキノワグマを農地や集落の周辺に呼び寄せない取組を促進す
23 る。

24
25 ウ 注意報等による注意喚起

26 ツキノワグマの繁殖や人里への出没は、ブナ等の堅果類の豊凶が関係するとされ、これら堅
27 果類の豊凶状況から大量出没を予想するほか、県内の出没情報等を基に総合的に判断し、適宜
28 注意報等の発表による注意喚起を行う。

1

2

表 5 ゾーンごとに取り組むべき対策及び役割分担

ゾーン	被害防除・出没抑制対策(役割分担)	
ツキノワグマの生息域 (山林内)	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生息環境の維持・質の向上(国・県) ・山林内での自己防衛対策の周知、自己防衛意識の啓発(県・市町村) ・ごみ等誘引物管理の徹底を促す等、登山者、野外施設等利用者への被害防止対策の普及啓発(県・市町村) ・出没情報の周知(県・市町村) ・狩猟による人への警戒心の付与(狩猟者) 	地区管理協議会での対策検討・連携確保
緩衝域 (河畔林や里山付近の耕作放棄地を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生活域への侵入防止のため、除間伐や刈払い等の移動経路の遮断や侵入防止柵の設置と管理(県・市町村・地域の自治会) ・誘引物の除去(市町村・地域の自治会) ・鳥獣駆逐用煙火等による追払い(市町村・狩猟者団体) 	
人の生活域	<ul style="list-style-type: none"> ・誘引物(放置果樹、廃棄農作物(家庭菜園含む)等)の管理・除去(市町村・地域の自治会) ・農耕地等への電気柵の設置と管理(市町村・地域の自治会) ・追払いや有害鳥獣捕獲の実施(市町村・狩猟者団体) ・市街地における緊急捕獲(市町村・警察) ・出没情報の周知、住民への注意喚起(県・市町村・警察) 	

3

4

(4) モニタリング調査

5

野生動物の分布や個体数における「非定常性」や「不確実性」を踏まえ、本県ツキノワグマ個体群の科学的・計画的な管理の基礎となる生息動向、生息環境及び被害状況等を把握し、管理計画にフィードバックするため、短期的モニタリングと中長期的モニタリングを実施する。

6

特に、県内全域におけるツキノワグマの個体数推定を目的とした大規模ヘア・トラップ調査については、個体数管理目標の達成状況の評価に資するため、計画期間内に調査を実施する。

7

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたクマの肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から平成 24 年 7 月に本県全域を対象とした出荷制限指示が出されている。これ以降、出荷制限解除のためのモニタリング検査を行っているが、令和 2 年度時点においても、県内の一部地域のクマ肉から基準値を超える放射性物質が検出されていることから、放射性物質の継続的な検査を行い、正しい情報の提供に努める。

8

9

10

11

12

13

14

15

16

1
2

ア 短期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長・性別・年齢、子の有無、その他	捕獲報告票の収集
生息環境	堅果類の豊凶	結実状況、その他	定点調査 聞き取り
被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢・性別、被害発生の状況、負傷の程度、対策の有無、他	人身被害報告書の収集
	農林業被害	被害発生の場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	聞き取り
出没情報	目撃等の記録	クマの目撃、被害、痕跡等情報	聞き取り

3
4

イ 中長期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方法・規模、その他	聞き取り
	効果	被害防除効果の程度、その他	
生息動向	生息状況	生息頭数調査、生息痕跡及びツキノワグマ個体の目撃場所、その他	観察調査、ヘア・トラップ法による調査
その他	放射性物質汚染状況	ツキノワグマ体内における放射性物質濃度	サンプル分析

5

8 管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO等の民間団体や大学等の密接な連携の下に各種施策の実施に取り組むことができるよう、次に基づき計画を実施する。

10

(1) 各機関・団体等の果たす役割

12

ア 県

13

県は効果的に管理施策を実施、推進するため、個体数管理及び人身被害防止対策については環境部局、農林業被害防除対策については農林水産部局が主体となり以下の役割を担う。

14

15

(ア) 管理計画の作成及び見直し、各種施策やモニタリングの実施、施策の評価

- 1 (イ) 市町村等の関係機関に対する生息環境管理及び農林業被害防除対策等の情報の提供や
- 2 必要な助言
- 3 (ウ) 管理計画の推進における国、県関係部局、市町村、隣接県及び関係機関等との調整
- 4 (エ) 地区管理協議会における各種施策の取組促進
- 5 (オ) ツキノワグマの生態等に関する啓発
- 6 (カ) 大学や研究機関等との連携並びに各種調査研究の実施
- 7 (キ) 野生鳥獣の被害防除に関する指導・助言ができる普及員の育成

8

9 イ 市町村

10 市町村は、管理計画に基づく施策を具体的に実施・推進するため、以下の役割を担う。

- 11 (ア) 地域住民への普及啓発
- 12 (イ) 各種被害防除対策、生息環境管理等の実施及び推進
- 13 (ウ) 地域の自治会等の取組に対する協力
- 14 (エ) 有害鳥獣捕獲・学習放獣の実施
- 15 (オ) 管理施策全般への協力

16

17 ウ 地域の自治会等

18 地域の自治会等は、地域の被害防止のため、集落単位等の地域全体の防除対策について検討
19 を行い、被害を防止するための環境整備等を行う。

20

21 エ ツキノワグマ管理検討委員会

22 学識経験者や関係団体等で構成するツキノワグマ管理検討委員会は、管理をよりの確に実施
23 するため、以下の役割を担う。

- 24 (ア) 管理計画の作成、評価及び見直し
- 25 (イ) 管理施策についての必要な検討及び助言
- 26 (ウ) モニタリング結果の評価・分析等

27

28 オ 地区管理協議会

29 地区管理協議会は、地域における保護・管理の核となり、関係者間で出没動向等の情報共有
30 を図りながら、被害防除の実施について協議するとともに、専門家を交えた研修会を実施する
31 等、より効果的な被害防除を検討し、地域の取組について助言を行う。

32

33 カ ツキノワグマによる重大事故発生時における対策会議

34 ツキノワグマによる人身の食害事故が発生した場合には、発生地を所管する地区管理協議会
35 の構成員に、学識経験者や県自然保護課等を加えて対策会議を設置し、被害拡大及び再発防止
36 の対策について関係機関で協議を行い、その対応を決定する。

37

38 キ 狩猟者団体

39 狩猟者団体は鳥獣の生態を熟知する者であると同時に、鳥獣の保護及び管理の担い手として、

1 管理計画を実施するため、以下の役割を担う。

2 (ア) 市町村・県等の要請に基づく捕獲等の必要な措置への協力

3 (イ) 行政、関係団体、地域住民等に対する被害防除等についての助言

4
5 **ク 狩猟者**

6 狩猟者は銃器による捕獲や追払い行為により、人の怖さを学習させる効果が期待できること、
7 また、個体数管理に大きな役割を果たしていることから、以下の役割を担う。

8 (ア) 銃器による狩猟の実施

9 (イ) モニタリングのため、捕獲個体の情報及び検体の提供又は収集協力

10
11 **(2) 人材の確保育成**

12 管理施策を適切に推進するためには、専門的な知識や技術等を有する人材が適所に配置され
13 ることが求められていることから、関係機関の連携や研修機会の確保等により、有害捕獲等を
14 適正に指導し、被害防除対策の普及等を行うことができる人材の育成及び確保に努める。

15 また、狩猟者は狩猟及び有害捕獲の重要な担い手となっているが、高齢化等による減少が懸
16 念されることから、講習会及び狩猟免許試験等を適切に実施し、狩猟者の育成・確保に組織的
17 に取り組む。

18
19 **(3) 他県との調整**

20 北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県とまたがるため、各県と情報を共有し、必要に応じ協
21 議を行いながら、整合性の取れた管理を実施する。

22
23 **(4) NPO等との連携**

24 ツキノワグマの学習付け移動放獣や、生息状況の調査や生息環境整備等については、行政の
25 みの取組では限界があることから、NPO等の民間団体や大学等と積極的に連携し、パートナ
26 ーシップの構築を進める。

27
28 **(5) 情報共有と普及啓発**

29 管理計画の主旨及び内容については、広く県民へ周知するため広報等を実施するほか、学校
30 や公民館等との連携を図り、学校教育や生涯学習を通して、ツキノワグマの生態やツキノワグ
31 マとの適正な関わり方等についての啓発に努める。

32 また、モニタリング等の調査結果については捕獲従事者にフィードバックを行うほか、広く
33 県民に情報公開することで管理に対する啓発に努める。

34 人身被害及び農林業被害防止対策については、各種媒体を利用して、県民に広く周知啓発を
35 行う。

36
37 **(6) 錯誤捕獲の防止等**

38 ニホンジカやイノシシを捕獲するためのわなをツキノワグマの生息地域に設置する場合は、
39 見回りを定期的に行い、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、くくりわなの直径の規制

1 (12cm 以下) の遵守や、クマ用の脱出口を設けた箱わなの使用、クマを誘引しにくい餌にする
2 等、錯誤捕獲の防止に努める。

3 また、錯誤捕獲が発生した際に備え、民間事業者と連携し、迅速かつ安全な放獣体制の整備
4 を進める。

6 (7) 毛皮等の流通管理

7 ツキノワグマは「絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律」において国際希
8 少野生動植物に指定されており、原則として、輸出入及び国内における譲渡し等が規制される
9 こととなるが、適法に捕獲されたクマ類については、譲渡し等の規制の適用除外とされている。

10 しかしながら、輸入された個体の譲渡し等の規制の実効性を高めるためには、国内で適法に
11 捕獲されたクマ類についても、適正な流通の管理を図る必要があることから、捕獲個体の毛皮
12 等を製品化して利用する者から製品化登録申請があった場合、申請者に対し目印票（製品タッ
13 グ）を交付し、製品への装着を指導する。